

加東市地域防災計画

【風水害等対策編】

(案)

令和 7 年

加東市防災会議

第 1 編 総 則

＜目次＞

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	16
第1 人口・世帯	16
第2 土地利用	17
第3 交通	17
第4 産業	19
第3節 風水害等の危険性と被害の特徴	20
第1 風水害発生状況	20
第2 風水害等の危険性	23
第3 災害想定	24

第 1 章 計画の前提

第 1 節 計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 加東市（以下「市」という。）、兵庫県（以下「県」という。）、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

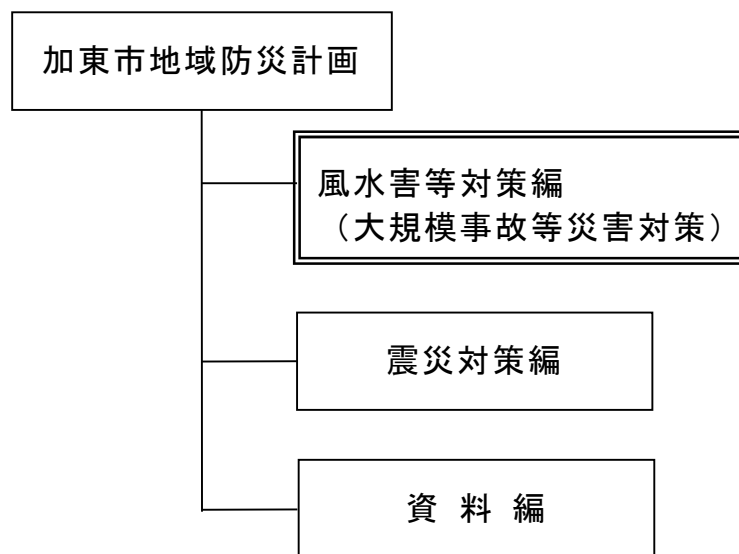
第 2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、風水害等（風水害、大規模事故等）に関して、市、県、その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。

- ① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害等対策の立案、実施に当たっての指針となること。
- ② 関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

第3 計画の構成

(1) 加東市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編及び資料編で構成する。



(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

〔第1章〕 計画の前提

〔第2章〕 災害に関する現状と課題

第2編 災害予防計画

〔第1章〕 基本方針

〔第2章〕 災害応急対策に係る備えの充実

〔第3章〕 市民参加による地域防災力・減災力の向上

〔第4章〕 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

〔第5章〕 その他の災害予防対策の推進

第3編 災害応急対策計画

〔第1章〕 基本方針

〔第2章〕 迅速な災害応急活動体制の確立

〔第3章〕 円滑な災害応急活動の展開

〔第4章〕 大規模事故等災害応急対策計画

〔第5章〕 個別対策

第4編 災害復旧計画

〔第1章〕 災害復旧事業の実施

〔第2章〕 生活再建支援

〔第3章〕 災害公営住宅の建設

〔第4章〕 災害義援金の募集等

第5編 災害復興計画

〔第1章〕 組織の設置

[第2章] 復興計画の策定

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議を経て修正する。

また、防災会議の会長（市長）は、県知事との協議をふまえて本計画を修正し、修正後はその要旨を公表する。

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 防災会議の開催等 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 6 災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 7 自主防災組織の育成 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 防災に関する調査研究 10 消防・予防活動 11 消防力の強化	1 災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市民等への避難の指示及び誘導 5 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他の応急措置 7 被災者の救助及び救護その他の保護 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 所管施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 災害時における応急教育及び応急保育 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 16 その他災害発生防御又は拡大防止のための措置	1 災害復旧の事務又は業務の実施 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援	1 災害復興対策に係る組織の設置運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	1 県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
県警察（加東警察署）		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局（兵庫県拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	被災公共土木施設(直轄)の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方 環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る 防災体制の整備 3 飼育動物の保護等 に係る普及啓発に 関する支援	1 所管施設等の避難場 所等としての利用 2 緊急環境モニタリン グの実施 3 地盤沈下地域状況の 把握 4 災害廃棄物等の処理 対策 5 危険動物等が逸走し た場合及び家庭動物 等の保護等に関する 地方公共団体への情 報提供、連絡調整等の 支援	1 環境監視体制に関 する支援措置 2 災害廃棄物等の処 理	環境配慮の確保

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地 (第8高 射特科群)		人命救助又は財産 保護のための応急 対策の実施		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における 郵政事業運営の 確保 2 災害時における 郵政事業に係る 災害特別事務取 扱い及び援護対 策	被災郵政事業施設 の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加 東市地区赤十字奉 仕団)		1 災害時における 医療救護 2 こころのケア(看 護師等による心 理的・社会的支 援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株 式会社(関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所 管)の復旧	
西日本旅客鉄道株 式会社(兵庫支社)	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における 緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急 対策の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株 式会社(兵庫支店) 株式会社NTTド コモ関西支社、エ ヌ・ティ・ティ・ コミュニケーショ	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応 急対策の実施 2 災害時における 非常緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
ンズ株式会社				
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社 (各支店)		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社 (各支店)		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 (神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県トラック協会)	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 (株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県LPガス協会	LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	被災LPガス供給設備の復旧	

7 一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援

団体・管理者名	業務の大綱
加東消防署 加東消防署東条出張所	2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理
北播衛生事務組合	し尿処理

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 要配慮者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
市 民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達

区 分	責 務
	8 家族・近所の要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1 地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約 16.9km、南北約 14.6km、総面積は 157.55km²を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。

市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する栗鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約 1,730 km²、幹線流路延長約 96km の大河川で、市では延長約 12km で河川沿いに広大な平野を形成している。

海拔高度は、三草山や東条湖北側の山地が 400m 級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は 400 から 600m 級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m 以下であり多くは 100～160m の範囲である。加古川やその支流沿いの平地は 50m 前後で、その兩岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100m までとなっている。

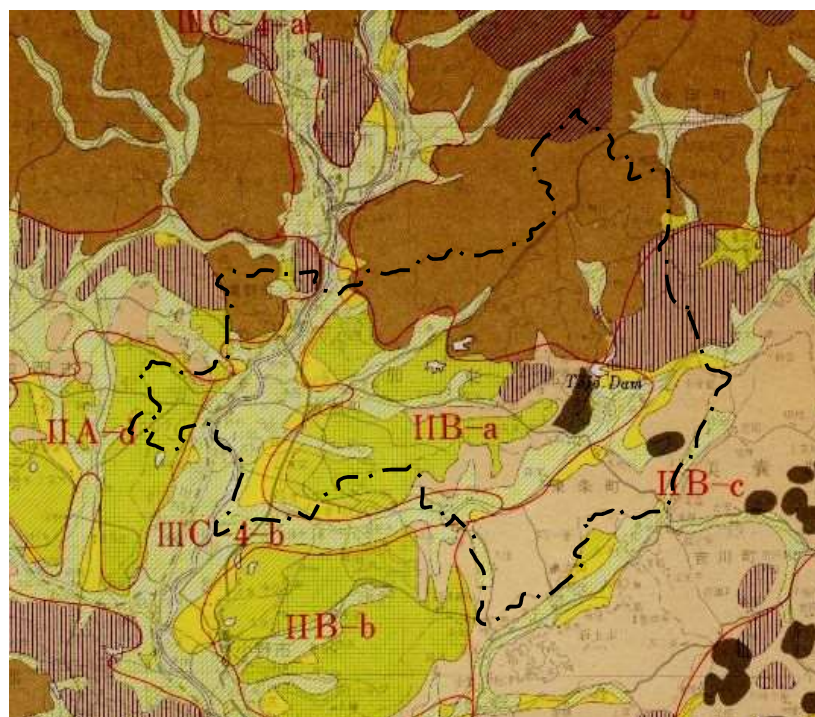


図 20 万分 1 地形分類図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡 例

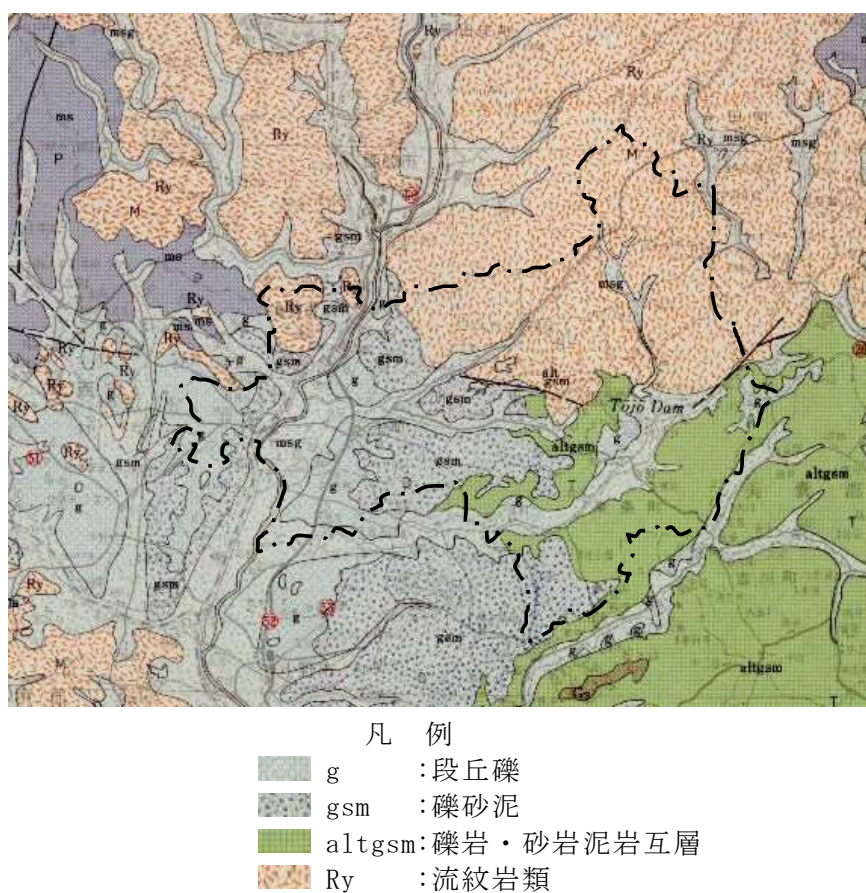
- 小起伏山地
- 小起伏丘陵地
- 砂礫台地

第2 地質

市域の地質は、先第三紀の流紋岩類、新第三紀～先第三紀の礫岩・砂岩泥岩互層、洪積世～鮮新世の礫砂泥、洪積世の段丘礫などからなる。流紋岩は、市域北部の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。

礫岩・砂岩泥岩互層は、市域の南東部に分布し、丹波帯篠山層群を始め、新生界に属する神戸層群等を含む広い範囲のものであり、礫岩、砂岩、頁岩（粘板岩）、凝灰岩などの互層からなる。礫砂泥は、市域の北西部に分布し、鮮新世～洪積世に属し、大阪層群とそれに相当するものおよび高位段丘の一部を含む。

段丘礫は、沖積層及び洪積世に属し、河岸段丘を形成し、大礫が卓越している。



第3 気象

1 一般気象

加東市の気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値-6.1℃（い

ずれも 1979～2020 平均値)、年間降水量の平均値 1,445.9mm である (1976～2020 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 ヶ年での年降水量は、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm、2020 年 1352.5mm と推移している。

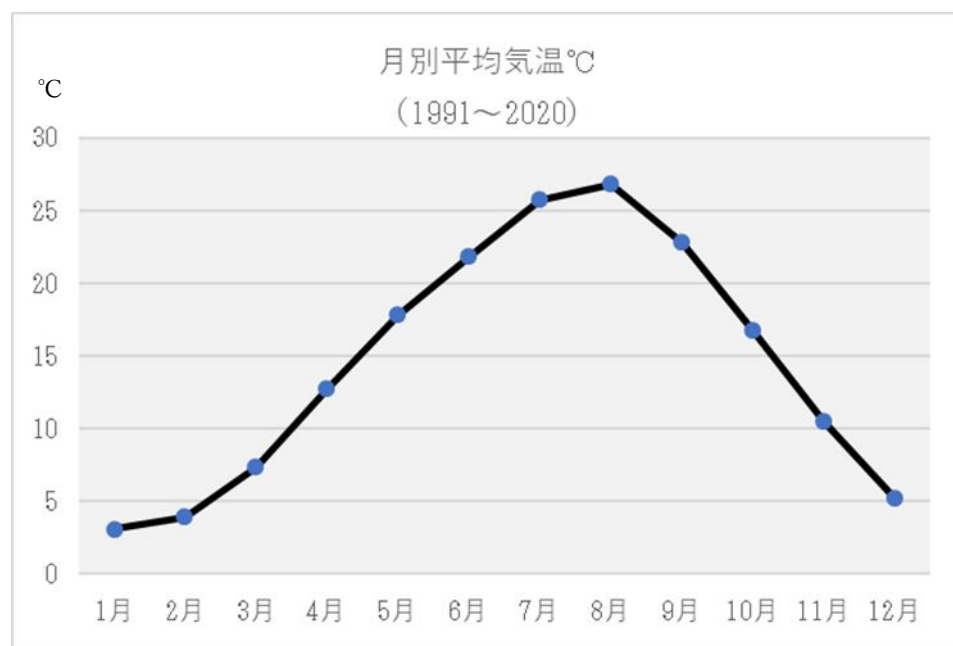
3 気象極値

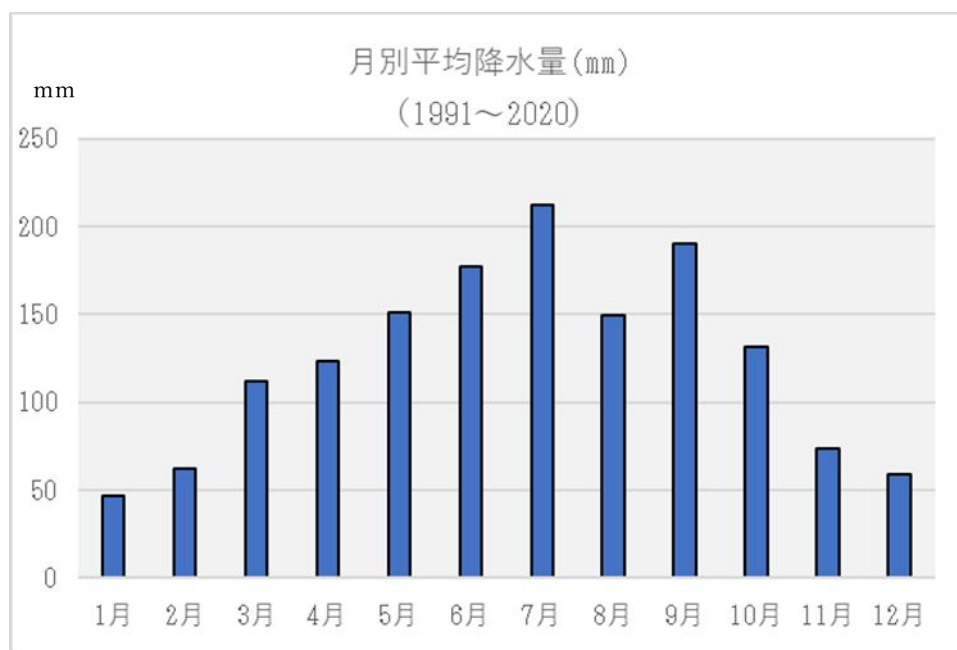
西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1991 年～2020 年のデータを使用する。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011. 9)	224 (2015. 7. 7)	64 (1983. 9. 28)
2 位	466 (2013. 9)	182 (2011. 9. 20)	61.5 (2014. 8. 24)
3 位	452 (1976. 9)	167 (1983. 9. 28)	59 (2017. 9. 17)
4 位	448 (2014. 8)	158 (1996. 8. 28)	57 (1996. 8. 28)
5 位	431.5 (2018. 7)	145 (2004. 10. 20)	56 (1976. 9. 13)

(統計期間：1976.3～2021.3)





第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人／k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

令和2年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約8.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,645人	17,070世帯	258.0人／k㎡	2.4人

地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,517 (50%)	10,002	10,515	8,998
滝野地域	12,601 (31%)	6,236	6,365	5,035
東条地域	7,527 (19%)	3,718	3,809	3,037
加東市計	40,645 (100%)	19,956	20,689	17,070

資料) 令和2年国勢調査

年齢別・地域別人口

単位：人

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
社地域	2,486 (12%)	12,178 (59%)	5,379 (26%)	20,517 (100%)
滝野地域	1,671 (13%)	7,539 (60%)	3,131 (25%)	12,601 (100%)
東条地域	962 (13%)	4,127 (55%)	2,247 (30%)	7,527 (100%)
加東市計	5,119 (13%)	23,844 (59%)	10,757 (26%)	40,645 (100%)

資料) 令和2年国勢調査（ただし総数は年齢不詳を含む）

昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,645	44,147

資料) 令和2年国勢調査

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約12%となっている。

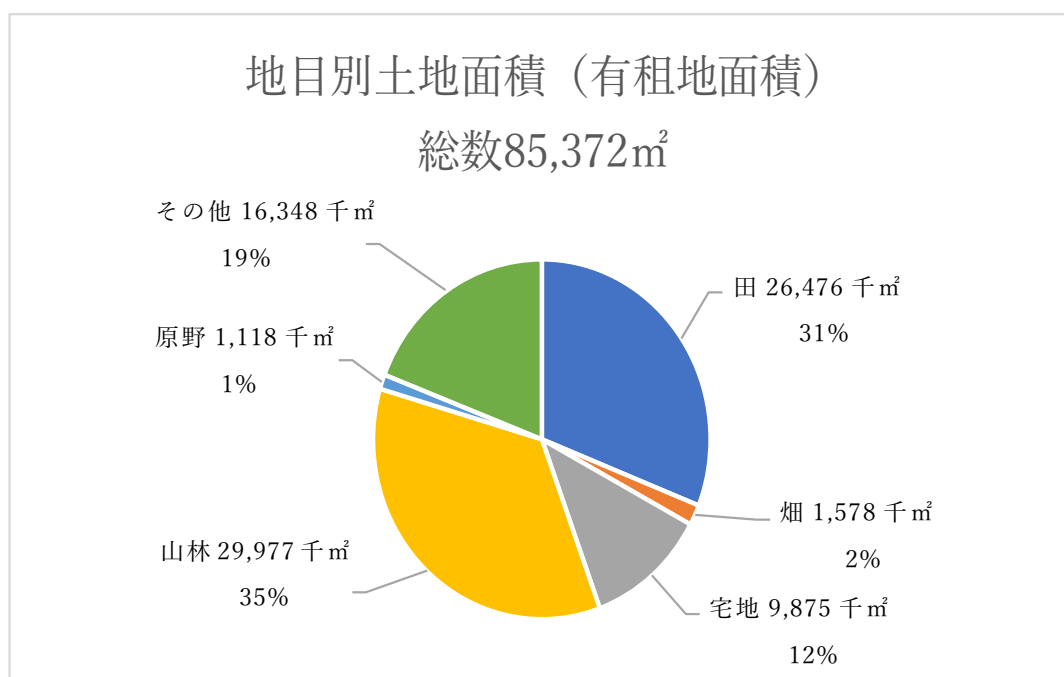


図 地目別土地面積

資料) 加東市統計書（2021年3月発行）

第3 交通

1 道路

市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

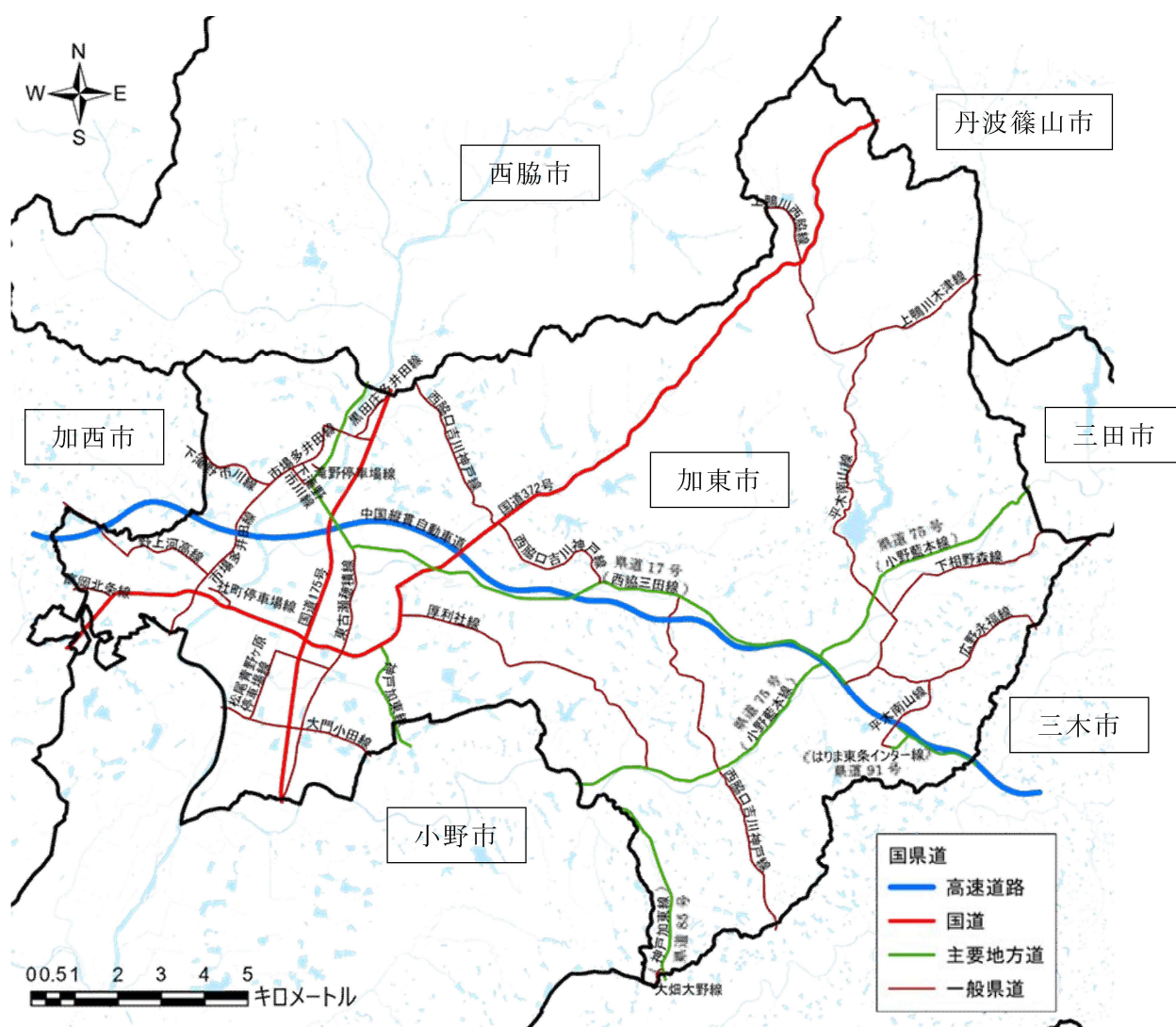
国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。

県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号(京都府宮津市～大阪市) に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ＩＣと滝野社ＩＣを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ＩＣは、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

中国縦貫自動車道は、吉川ＪＣＴ（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。

なお、道路関連施設として、ひょうご東条ＩＣ入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社ＰＡ（パーキングエリア）がある。



2 交通機関

鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の加古川線（神戸線（山陽本線）加古川駅～福知山線谷川駅）が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の3駅がある。市域では、電化されているが単線である。

加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連

携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された神戸線（山陽本線）の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。

また、市内では路線バスや中国縦貫自動車道による高速バスが利用出来るなど交通の利便性が高い。

注）リダンダンシー：冗長性、代替機能

第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多いが、第1次産業就業者数と同様に減少傾向にある。その反面第2次産業就業者数が増加傾向となっている。

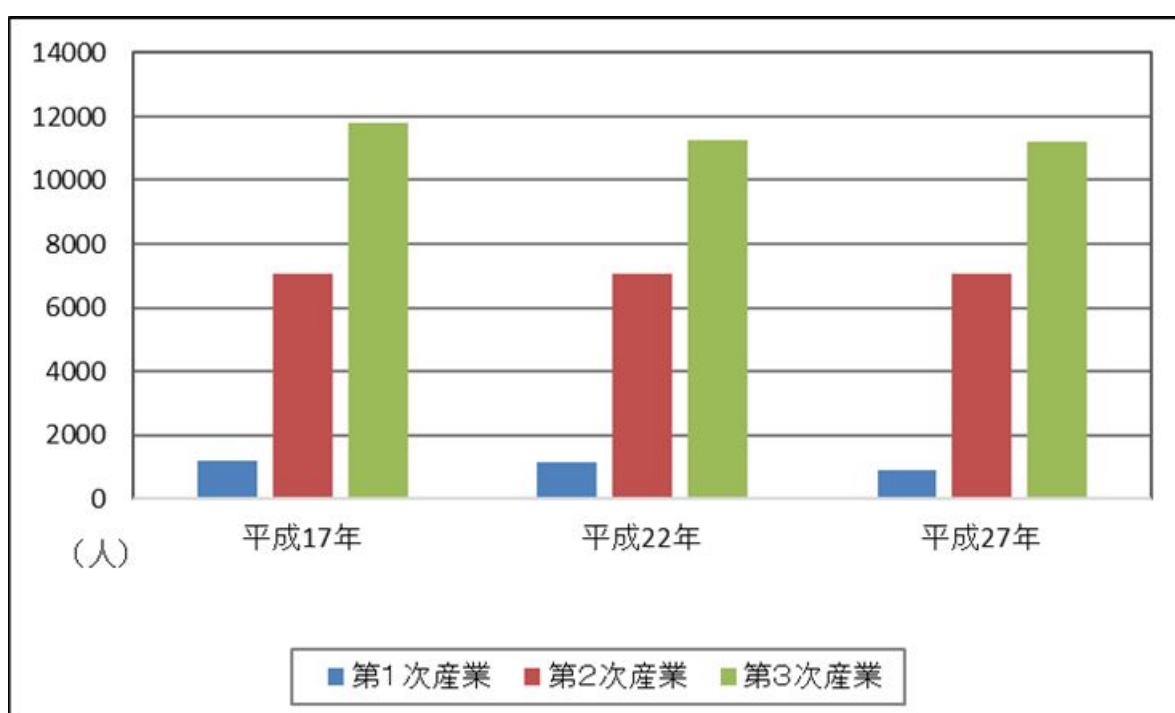


図 産業別就業者数
資料) 平成27年 国勢調査

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 風水害発生状況

1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風第23号、第24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風第17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1棟、床上浸水67世帯の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風第23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成23年9月の台風第12号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111世帯、256人が避難し、人的被害を免れた。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）においては、7月5日から8日にわたり梅雨前線が停滞し、大雨が連日続いたことで、避難指示（緊急）を発令し、指定避難所13施設（自主避難所3施設含む）を開設し、123世帯、221人が避難した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成16年10月の台風第23号を取りあげ、災害の概要を記述する。

〈平成16年10月台風第23号災害〉

加古川流域では、台風の接近に伴い20日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で1時間に20～30mm程度のまとまった豪雨となった。19日までの降雨による増水もあり、加古川の河川水位は20日昼過ぎから急激な上昇を見せ、午後8時に西脇市の板波水位観測所で最大8.16mの水位を記録した。これにより、旧社町及び旧滝野町の広い範囲で浸水被害が発生した。また、東条川流域では、吉井水位観測所で最大4.26mを記録し、水位はかなり上昇したものの、床上浸水以上の被害は発生しなかった。

市内における被害状況は、以下のとおりである。

旧町	負傷者(人)		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家被害 (棟)
	重傷	軽傷	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	
社 町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合 計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

2 県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局所性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風第 16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風第 23, 第 24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16.10.20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

※ 昭和以降の死者 20 人以上のもの

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風第 23 号及び平成 21 年台風第 9 号を取り上げ、災害の概要を記述する。

(1) 梅雨前線による豪雨災害

① 昭和 13 年の梅雨前線による豪雨災害

昭和 13 年 7 月 3 日から 5 日にかけて、梅雨前線の北上に伴い、神戸市を中心に県内で雨が降り続き、総雨量は神戸市で 461.8mm、洲本で 371.8mm にも達した。この豪雨によって、住吉川、芦屋川など、表六甲諸河川は土石流を伴って大きな氾濫を起こし、六甲山地では山津波を伴って土砂の流出や流木が甚だしく、神戸市を中心に道路や鉄道等の交通も途絶するなど、未曾有の大水害をもたらした。このほか、播磨地域では市川、夢前川、揖保川、千種川、但馬地域では円山川、出石川等が氾濫し、淡路地域では、ため池が約 1,500 箇所で決壊した。

六甲山地はもともと基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすい。当時、六甲山地にほとんど砂防施設がないところに、山地開発も始まっていたことから被害が一層大きくなった。この災害から 2 か月後の昭和 13 年 9 月には六甲砂防工事事務所（現六甲砂防事務所）が設置され、水害復興のための砂防工事が国の直轄施工となり、現在も六甲山系における砂防工事の多くが同事務所によって施工されている。

また、市街地の土地の有効利用を図るため、生田川、西郷川、都賀川などは暗

きよになっていたが、土砂や流木によって閉塞され大災害の原因となったことから、災害後、元の姿に戻された。

② 昭和 42 年 7 月豪雨による災害

昭和 42 年 7 月 9 日には、台風第 7 号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、雨量は神戸市で 319.4mm に達した。なかでも 16 時から 17 時までの 1 時間には 75.8mm の雨量を観測した。雨量が 300mm 以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広がり、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。

この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和 13 年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。

昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、この災害では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗きよが多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北野川など都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため、人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地については、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。

(2) 台風による風水害

① 室戸台風

昭和 9 年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で 911hpa、洲本市で 941.6hpa、神戸市で 954.6hpa を観測し、最大瞬間風速は神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s に達した。この台風による県内の被害は、阪神・淡路地域の高潮と暴風雨によるものが中心で、潮位の偏差は神戸市で 2.17m、西宮市で 3.4m 上昇した。雨量は、神戸市で 81mm、洲本市で 88mm と比較的少なかったが、但馬地域では豊岡市で 195mm を記録するなど、雨による急激な河川の増水が生じた。

なお、昭和 36 年の第 2 室戸台風は、太平洋上で中心気圧 885hpa、最大瞬間風速 70m/s にまで発達し、室戸岬をかすめて淡路島を通過し、西宮市から尼崎市付近に上陸し敦賀湾に抜けるなど、昭和 9 年の室戸台風とほぼ同一コースを進み、神戸・阪神・淡路地域では高潮による被害が顕著であった。そこで、このときの被害を教訓に、県の高潮対策事業が進められた。

② ジェーン台風

ジェーン台風は、昭和 25 年 8 月 28 日に硫黄島付近で発生し、6 日後に室戸岬の東方 20 km 付近を通過して淡路島付近を経て、神戸市から西宮市付近に上陸し若狭湾へ抜けている。この台風は、風力や経路等、昭和 9 年の室戸台風と似ており、

風害、高潮害、波浪害などもほぼ同程度であったといわれている。気圧は、神戸市で 964.3hpa、洲本市で 963.4hpa を記録し、最大瞬間風速は神戸市で 48m/s、姫路市で 36m/s に達した。雨量は瀬戸内海側では西宮市で 64mm、神戸市で 97mm など、比較的少なく、但馬、丹波地域等の山岳部などで多くなった(豊岡市で 177mm)。神戸市以东の沿岸部や淡路島では高潮や高波が顕著で、潮位の偏差は神戸市で 1.47m、洲本市で 1.19m 上昇した。

③ 平成 16 年台風第 23 号による災害

平成 16 年の台風第 23 号は、10 月 20 日に高知県土佐清水市に上陸、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て 18 時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21 日 9 時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で 24 時間雨量が 300mm を超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり 24 時間雨量が 200mm を超えた。21 箇所破堤し、円山川水系で 4,100ha、洲本川水系で 880ha、加古川水系で 450ha が浸水した。道路の通行止めも、最大 266 箇所となった。人的被害は死者 26 人、負傷者 134 人、住家被害は全壊 783 棟、半壊 7,142 棟(内、大規模半壊 1,548 棟)、一部損壊 1,506 棟、床上浸水 1,745 棟、床下浸水 9,058 棟であった。

豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し、市全世帯の半数以上が浸水被害にあい、市民の約 9 割にあたる 42,000 人に避難指示が出されるという事態になった。

④ 平成 21 年台風第 9 号による災害

平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327mm(佐用雨量観測所)と既往最大雨量 187mm を上回る記録的な豪雨となった。

第 2 風水害等の危険性

1 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨

梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

そのうち、昭和 13 年、36 年、42 年の災害のときの気象条件をみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。過去に県内で 1 回に 150mm 以上降ったケースのうち 6 割は六甲山周辺に大雨をもたらしているという調査結果もあり、この地域は特に要注意である。

2 台風による風水害

台風は、1991 年～2020 年の平均で年に約 25 個発生し、うち約 3 個が近畿地方に上

陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風第 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起きるので、特に注意が必要である。

3 大規模事故等災害

列車事故等の大規模事故や危険物事故などについては、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、社会的な影響が予想される。また、強風・乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすいので注意が必要である。

第3 災害想定

本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。

1 洪水浸水想定（計画規模）

(1) 加古川（国土交通省）

概ね 100 年に 1 回程度の大雨（板波地点上流域の 2 日間の総雨量 288 mm で昭和 37 年 6 月の梅雨前線 177 mm の 1.63 倍）が降ったときの河川の氾濫

(2) 東条川（兵庫県）

概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 日の総雨量 191 mm）が降ったときの河川の氾濫

(3) 千鳥川、三草川（兵庫県）

概ね 30 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 66.4 mm）が降ったときの河川の氾濫

2 洪水浸水想定（想定最大規模）

1 年の間に発生する確率が 1/1000 以下の降雨で、加古川流域の 2 日間の総雨量 750 mm が降ったときの市内の加古川水系河川の氾濫

3 大規模事故等災害の想定される事故の態様

(1) 大規模火災・危険物事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） ☐ 危険物の名称・量・保管位置（特に有毒ガス発生危険の有無、放射性物質の有無）

(2) 大規模林野火災

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 住家等への延焼 ☐ 電力送電線被害 ☐ 電話・テレビ等中継装置被害	☐ 火災発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設、ライフライン関連施設の有無、消火活動困難度、飛び火の有無） ☐ 気象条件（風向、風速、湿度、降雨に関する現在及び将来に関する状況） ☐ 火災発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

(3) 鉄道事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（踏切箇所、立体交差区間、有人・無人駅の別、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕通勤・通学時、日中、夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（車両火災、衝突、脱線、転覆） ☐ 事故列車の種別（特急・その他便の別、客車・貨物車の別）

(4) 道路事故（中国縦貫自動車道を含む）

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 火災、爆発 ☐ 多数救急・救助事案 ☐ 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	☐ 事故発生箇所（山間部・トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（車両火災、多重衝突） ☐ 事故車両の種別（危険物輸送車両・バスの有無、輸送物内容）

(5) 雑踏事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 多数救急・救助事案	☐ 事故発生箇所（屋内・屋外の別、周辺地域における安全誘導スペース・う回路使用可能道路の有無、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

(6) 原子力災害等

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ 放射線又は放射性物質の漏洩 ☐ 風評による農林業・商工業・観光被害	☐ 事故発生箇所（トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） ☐ 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） ☐ 事故の態様（輸送車両衝突、転覆、火災発生の有無） ☐ 放射性物質の名称・量・保管位置（特に防災・管理責任者の存否）

(7) 高病原性鳥インフルエンザ

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
☐ ウィルスのまん延被害 ☐ 感染、疑似感染家畜の処分 ☐ 周辺地域の生産物の出荷停止 ☐ 風評による畜産業被害	☐ 高病原性鳥インフルエンザ発生確認検査（発生場所、検査日、対象家さん、数量、生産物の保管状況等） ☐ 発生農場を中心とした半径 5～30Km の区域では、21 日間以上、生きた家さん、死体、その生産物と排泄物の移動を原則禁止 ☐ 発生農場及び焼却施設（埋却地）の地元住民への説明

資 料

2-12 災害履歴

付図-1 浸水想定区域図

第 2 編 災害予防計画

＜目次＞

第1章	基本方針	27
第1節	災害応急対策に係る備えの充実	27
第2節	市民参加による地域防災力・減災力の向上	27
第3節	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	27
第4節	その他の災害予防対策の推進	27
第2章	災害応急対策に係る備えの充実	29
第1節	組織体制の整備	29
第2節	研修・訓練の実施	30
第1節	研修	30
第2節	防災訓練	30
第3節	自主防災組織等への防災訓練に関する指導	31
第4節	職員行動マニュアル等の作成	31
第3節	関係機関等との応援体制の整備	32
第1節	県、近隣市町等との連携強化	32
第2節	防災関係機関等との連携強化	32
第3節	民間企業等との連携強化	32
第4節	応援・受援体制の整備	32
第5節	広域避難・広域一時滞在の体制の整備	32
第4節	情報収集・伝達体制の強化	34
第1節	災害時非常無線通信体制の充実強化	34
第2節	フェニックス防災システムの活用	34
第3節	防災気象情報提供システム等の活用	34
第4節	加東市防災気象情報サイトの活用	34
第5節	I C Tの活用	34
第6節	監視カメラの整備と活用	34
第7節	市民に対する通信連絡手段の整備	34
第5節	防災拠点の整備	36
第1節	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	36
第2節	コミュニティ防災拠点の整備・充実	37
第3節	広域防災拠点等との連携	37
第6節	火災予防対策の推進	38
第1節	出火防止・初期消火体制の整備	38
第2節	消防力の強化	39
第7節	防災資機材の整備	40
第1節	自主防災組織等の資機材	40
第2節	防災資機材	40
第8節	災害救急医療システムの整備	41
第1節	災害対応病院等の整備	41

第 2	災害救急医療システムの充実	41
第 3	医薬品等の確保	41
第 4	市民に対する啓発	41
第 5	災害医療体制等の整備	41
第 9 節	緊急輸送体制の整備	42
第 1	緊急輸送道路ネットワークの形成	42
第 2	緊急交通路の確保	42
第 3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	42
第 10 節	避難対策の充実	43
第 1	避難所等の指定	43
第 2	避難所管理運営体制の整備	45
第 3	施設、設備の整備	45
第 4	避難所運営組織の育成	46
第 5	避難所開設・運営訓練	46
第 6	避難所管理運営マニュアルの普及・周知	46
第 7	感染症に対応した適切な避難対策	46
第 8	避難指示等発令判断の準備	46
第 9	「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上	47
第 10	在宅避難者等への支援	47
第 11 節	備蓄体制等の整備	48
第 1	基本方針	48
第 2	食料	48
第 3	生活必需物資	49
第 4	衛生物資	50
第 5	応急給水	50
第 6	医薬品	51
第 12 節	家屋被害認定体制等の整備	52
第 1	家屋被害認定体制の整備	52
第 2	被災宅地危険度判定体制の整備	52
第 3	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	52
第 13 節	廃棄物対策の充実	54
第 1	実施責任	54
第 2	災害廃棄物処理計画の策定	54
第 3	応援体制の整備	54
第 14 節	要配慮者支援対策の充実	56
第 1	健康・福祉・医療の連携	56
第 2	要配慮者支援体制の確保	56
第 3	要配慮者自らの備えの充実	57
第 4	社会福祉施設等の整備	57
第 5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	58

第 1 5 節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	59
第 1	災害ボランティア受入計画の作成	59
第 2	受入体制の整備	59
第 3	災害ボランティア活動の環境整備	59
第 4	県災害救援専門ボランティアの活用	60
第 1 6 節	水防対策の充実	61
第 1	雨水出水浸水想定区域の指定・公表等	61
第 2	洪水予報等の伝達方法	61
第 3	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	61
第 4	浸水想定区域における避難確保措置	61
第 5	避難確保計画の作成指導等	61
第 6	市民への周知	61
第 1 7 節	土砂災害対策の充実	63
第 1	警戒避難体制の整備	63
第 2	風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	63
第 3	土砂災害警戒区域等における避難確保措置	63
第 4	避難確保計画の作成指導等	63
第 1 8 節	中山間地等における風水害対策	65
第 1 9 節	災害対策基金の積立・運用	66
第 2 0 節	重要施設の防災対策	67
第 1	重要施設の登録	67
第 2	平常時の取組	67
第 3 章	市民参加による地域防災力・減災力の向上	68
第 1 節	防災に関する学習等の充実	68
第 1	市民に対する防災思想の普及	68
第 2	災害教訓の伝承支援	68
第 3	市民に対する防災・減災知識の普及	68
第 4	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	69
第 5	防災要員等の養成	70
第 6	防災上重要な施設の職員等に対する教育	70
第 7	学校における防災教育	70
第 2 節	自主防災組織の育成強化	72
第 1	方針	72
第 2	活動	72
第 3	自主防災組織への指導、支援	73
第 3 節	自主防災体制の整備	74
第 1	地区防災計画の策定	74
第 4 節	消防団の充実強化	75
第 1	内容	75
第 5 節	企業等の地域防災活動への参画促進	76

第 1	災害時に企業等が果たす役割	76
第 2	企業等の平常時対策	76
第 3	企業等の自衛防災組織	76
第 4 章	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	78
第 1 節	市街地等の防災構造の強化	78
第 1	安全・安心な都市づくりの推進	78
第 2	市街地等の防災構造化	78
第 3	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	78
第 4	幅員狭小区間道路の解消等	78
第 5	その他施設の整備	78
第 2 節	水害防止施設等の整備	80
第 1	河川施設の整備	80
第 2	内水の排除対策の推進	80
第 3	ため池施設の整備	80
第 3 節	防災基盤・施設等の整備	81
第 1	防災基盤整備事業計画	81
第 2	防災基盤整備事業の実施	81
第 4 節	地盤災害の防止施設等の整備	82
第 1	砂防設備の整備	82
第 2	地すべり防止施設の整備	82
第 3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	82
第 4	治山施設の整備	83
第 5	土地改良施設の整備	83
第 6	宅地施設の整備	83
第 7	災害危険区域対策の実施	83
第 8	地盤沈下の現況	84
第 5 節	交通関係施設の整備	85
第 1	道路施設の整備	85
第 2	災害時用臨時ヘリポートの整備	85
第 6 節	ライフライン関係施設の整備	86
第 1	電力施設の整備等	86
第 2	ガス施設の整備等	87
第 3	電気通信施設の整備等	89
第 4	水道施設の整備等	92
第 5	下水道施設の整備等	93
第 5 章	その他の災害予防対策の推進	95
第 1 節	危険物等の事故の予防対策の推進	95
第 1	危険物の保安対策の実施	95
第 2	高圧ガスの災害予防対策の実施	96
第 3	火薬類の災害予防対策の実施	96

第 4	毒物・劇物の災害予防対策の実施	97
第 2 節	大規模事故災害予防対策の推進	99
第 1	交通安全の確保	99
第 2	災害応急活動体制の整備	99
第 3	搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	99
第 4	緊急輸送活動等への備え	100
第 5	雑踏事故の予防	100
第 6	防災関係機関の防災訓練の実施	101
第 3 節	原子力等事故災害予防対策の推進	103
第 1	防護措置にかかる体制の整備	103
第 2	原子力防災に関する知識の普及啓発	103
第 3	要配慮者支援対策の強化	103
第 4	県外からの避難の受入れ体制の整備	103

第1章 基本方針

災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 関係機関等との応援体制の整備
- (4) 情報収集・伝達体制の強化
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 火災予防対策の推進
- (7) 防災資機材の整備
- (8) 災害救急医療システムの整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 避難対策の充実
- (11) 備蓄体制等の整備
- (12) 家屋被害認定体制等の整備
- (13) 廃棄物対策の充実
- (14) 要配慮者支援対策の充実
- (15) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (16) 水防対策の充実
- (17) 土砂災害対策の充実
- (18) 中山間地等における風水害対策
- (19) 災害対策基金の積立・運用
- (20) 重要施設の防災対策

第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成強化
- (3) 自主防災体制の整備
- (4) 消防団の充実強化
- (5) 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる強固でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- (1) 市街地等の防災構造の強化
- (2) 水害防止施設等の整備
- (3) 防災基盤・施設等の整備
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通関係施設の整備
- (6) ライフライン関係施設の整備

第4 その他の災害予防対策の推進

危険物事故、大規模事故災害等について明示する。

- (1) 危険物施設等の事故の予防対策の推進
- (2) 大規模事故災害予防対策の推進
- (3) 原子力等事故災害予防対策の推進

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

1 市の防災組織体制

市は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、防災に係る組織体制として加東市防災会議の整備、充実に努める。

(1) 設置根拠

災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

災害対策基本法、加東市防災会議条例の定めるところによる。

(3) 所掌

加東市地域防災計画の修正及びその推進

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 その他

市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

資 料

1-1 加東市防災会議条例

1-2 加東市防災会議委員構成

第2節 研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第1 研修

市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第2 防災訓練

市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関・団体と相互に連携し実戦的な総合防災訓練の実施に努める。

なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練

(2) 会場展示型訓練

人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練

(4) 広域連携訓練

物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練

(5) 地域総ぐるみ訓練

市民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練

2 個別防災訓練

市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練

(2) 情報収集伝達訓練

(3) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練

① 対策のシミュレート訓練

② 他機関との連携訓練等

③ 鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した訓練等

(4) 実地訓練

① 水防訓練

- ② 消防訓練
- ③ 災害救助訓練
- ④ 土砂災害対策及び避難訓練
- ⑤ 大規模事故等対策訓練
- ⑥ 林野火災訓練

3 「1.17 は忘れない」地域防災訓練

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の市民と連携した防災訓練等の実施に努める。

第3 自主防災組織等への防災訓練に関する指導

市は、消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等の実施を指導する。

第4 職員行動マニュアル等の作成

市は、職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。

第3節 関係機関等との応援体制の整備

大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第1 県、近隣市町等との連携強化

市は、災害応急対策等に関する協力体制の強化を図るため、広域的な相互応援体制の整備に努める。

第2 防災関係機関等との連携強化

市は、自衛隊、警察及びボランティア団体等との連携強化に努める。

第3 民間企業等との連携強化

市は、民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。

第4 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、**職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し**、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

また、**応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。**

第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結並びに指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 市は、県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

資 料

4-1 主な協定一覧

第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。

第1 災害時非常無線通信体制の充実強化

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、**衛星通信等を活用した**県の実施する非常通信体制の整備**及びネットワーク（有線・無線）の多重化等による**充実に協力する。

第2 フェニックス防災システムの活用

迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。

第3 防災気象情報提供システム等の活用

市は、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等への的確な情報伝達に努める。

第4 加東市防災気象情報サイトの活用

加東市防災気象情報サイトを活用し、常時気象情報等を市民に提供する。

第5 ICTの活用

統合型GISシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。

第6 監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

第7 市民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、要配慮者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- (2) CATV
- (3) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）
- (5) インターネット（ホームページ）
- (6) 電話、ファクシミリ等

- (7) サイレン等（特に緊急を要するとき。）
- (8) 広報車
- (9) 消防関係車
- (10) 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Ｌアラート（災害情報共有システム）を
経由した連携を含む）
- (11) 消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員等人的ネットワーク
- (12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第5節 防災拠点の整備

防災拠点とは、消防庁により次のように考えられている。

【消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(H15.8.15) 抜粋】

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

① コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

② 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

③ 広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

市は、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備並びに広域防災拠点との連携に努める。

第1 地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。

1 役割

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資等の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。

2 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 県広域防災拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積、保管、配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄スペース
- (4) 災害対策本部、医療機関、北はりま消防本部及び他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用電源設備等）
- (6) 臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース

3 配置

地域防災拠点として、庁舎南駐車場（加東市社５０）及び加東市防災広場を含めた周辺施設を位置づける。

第２ コミュニティ防災拠点の整備・充実

市は、コミュニティを中心とした町内会や自治会の単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

１ 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区内の市民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

２ 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ① 避難・滞留空間
 - ② 備蓄施設
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 地区内の市民への情報連絡装置（同報無線等）
 - ② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ① 防災資機材（小型発電機、ポンプ等）
 - ② 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- (5) 電気及び飲料水等の自給自足機能
 - ① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
 - ② 飲料水兼用型耐震性貯水槽、井戸

３ 配置

市内の各地区（自治会）の集会所及びその周辺のオープンスペースをコミュニティ防災拠点として位置づける。

第３ 広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	三木総合防災公園	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	要員宿泊出動機能 物資集積配送機能

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

- ① 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。また、立入検査等を強化する。
- ② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- ③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。
- ④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

市は、次の対策を講じる。

- ① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の空間、防火水槽等防災施設の整備に努める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。
- ② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物等の火災予防

市は、次の対策を講じる。

- ① 防火セーフティマークの表示指導
法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。
- ② 消防法令違反に対する是正指導の推進
不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

- ① 広域的、総合的消防防災体制の確立
市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。
林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。
- ② 自衛消防組織の育成
地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。
- ③ 出火防止対策
林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。
- ④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑤ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

第2 消防力の強化

1 消防施設等の整備

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。

- (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。
- (3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。
- (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。
- (5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。
- (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。

資 料

- 5-1 消防の体制
- 5-2 消防機関の現有設備

第7節 防災資機材の整備

災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。

第1 自主防災組織等の資機材

市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図られるよう支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 防災資機材

市は、災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実に努める。

資 料

1-6 加東市防災備蓄倉庫条例

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

第 8 節 災害救急医療システムの整備

応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

第 1 災害対応病院等の整備

市は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第 2 災害救急医療システムの充実

市は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平常時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

第 3 医薬品等の確保

市は、災害時の医療品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

- (1) 各医療機関等に医療品等の備蓄を奨励する。
- (2) 発災後 3 日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

第 4 市民に対する啓発

市は、研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

第 5 災害医療体制等の整備

- (1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関及び北はりま消防本部等と調整し、整備に努める。
- (2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第9節 緊急輸送体制の整備

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

第1 緊急輸送道路ネットワークの形成

1 緊急輸送道路の設定

県が設定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を避難所等に送るための緊急輸送道路を設定する。緊急輸送道路は、市の道路整備の計画の進捗により適宜見直すこととする。

2 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、**生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り**、迅速な復旧に努めるものとする。

3 通行の確保

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2 緊急交通路の確保

災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保からも、その活用を図るものとする。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第 10 節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第 1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

2 指定避難所

浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和 2 年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m 以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1 施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校

- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

(3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

(4) 留意事項

- ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- ・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- ・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ・**新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）**を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。**これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。**
- ・指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。
- ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、**新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）**を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。**その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。**
- ・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援対策を検討するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

1 避難所施設の利用上における女性や要配慮者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮

間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や要配慮者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

(2) 更衣室等に関する配慮

避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。

(3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

(4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。

(6) 巡回診療に関する配慮

避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、(一社)小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。

(7) DV被害者等への配慮

加害者等に居所が知られないよう、当該避難者の個人情報の管理に努める。

2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮

必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。

第4 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、地区（自治会）及び自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を支援する。
- (2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。
- (3) 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議する。

第5 避難所開設・運営訓練

市、地区（自治会）及び自主防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。

第6 避難所管理運営マニュアルの普及・周知

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

第7 感染症に対応した適切な避難対策

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、市は、避難所運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

第8 避難指示等発令判断の準備

市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第 9 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上

想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及啓発することにより、市民の避難意識の向上を図る。

第 10 在宅避難者等への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

資 料

7-1 避難所一覧

第 1 1 節 備蓄体制等の整備

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第 1 基本方針

- (1) 市は、市民に対し、平常時から最低限 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。
- (3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。
- (4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第 2 食料

1 備蓄、調達

- (1) 食料支給対象者
 - ① 避難所等に収容されている被災者
 - ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
 - ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者
 - ④ 災害対策活動の従事者
- (2) 目標数量

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から 3 日間	1 人 3 日分 (現物備蓄)		
発災から 4 日目		被災者の 1 日分相当量 (現物備蓄)	
発災から 5 日目		被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	

発災から 6 日目			被災者の 1 日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3 日分	2 日分	1 日分

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

- ① 炊き出し用米穀、おにぎり、弁当、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- ③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方法

市は、被災者 1 日分以上の食料の備蓄を進めるとともに、小売業者等と流通在庫備蓄供給の協定を締結し、市内で 1 日分以上の流通在庫備蓄を確保するよう努める。また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

現物備蓄品は市が管理し、職員により搬送するが、市の搬送が困難な場合又は市の避難所以外の場所への搬送が必要な場合は協定業者や自主防災組織等に、流通在庫備蓄については、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求める。

第 3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

目標数量は、「第 2 食料」に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

(3) 品目

発災から 3 日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区 分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法

- ① 物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。

- ② 小売業者等と協定を締結し、市内の流通在庫備蓄を活用するよう努める。
また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

「第2 食料」に準じる。

第4 衛生物資

1 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(1) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行うこととする。

2 搬送等

「第2 食料」の項に準じる。

第5 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

市（水道管理者）は、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

〈 給水目標水準 〉

- (1) 災害発生から3日間：1人1日 3リットル

- (2) 4日～10日目：1人1日 3リットル～20リットル
- (3) 11日～20日目：1人1日 20リットル～100リットル
- (4) 21日目以降：1人1日 100リットル～被災前の水準

3 供給体制

- (1) 運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水用資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。
- (3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の相互応援体制の充実に努める。

第6 医薬品

「第2章 第8節 災害救急医療システムの整備」の節を参照

資 料

- 9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧
- 9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第 1 2 節 家屋被害認定体制等の整備

家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。

第 1 家屋被害認定体制の整備

災害対策基本法第 9 0 条の 2 で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

1 家屋被害認定士の育成

市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。また、「被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアル」を作成し、家屋被害認定調査及びそれに続くり災証明書発行業務を的確かつ迅速な実施に努める。

2 家屋被害認定士の役割

家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

3 相互応援体制の整備等

県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

第 2 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により被災した宅地において新たに降雨等により生じる二次災害から市民の安全を確保するため、県に必要な支援を要請し、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 資機材の備蓄

県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

〈 備蓄品目 〉

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第 3 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

資 料

13-6 兵庫県（住宅再建共済・家具再建共済）制度の概要

第 1 3 節 廃棄物対策の充実

廃棄物対策への備えについて定める。

第 1 実施責任

災害時における廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ必要な準備を行い災害に備えるものとする。

第 2 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定め、おくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。

災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域名	被害量（千トン）	
	木造倒壊による	非木造倒壊による
加東市	193	521

第 3 応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ、並びに他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成 17 年 9 月に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備している。

- （協定内容）（1）県が被災市町の要請を受けて調整
（2）（1）に基づき各市町間で相互応援を実施

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年 9 月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

- （協定内容）（1）県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
（2）（1）に基づき各団体が被災市町を応援

3 災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 29 年 9 月に作成した「災害時における石綿飛散防止に

係る取扱いマニュアル（改訂版）」を参考に対策を行うものとする。

4 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

第 1 4 節 要配慮者支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第 1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第 2 要配慮者支援体制の確保

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

(5) マニュアル等の作成

市は、要配慮者支援のための体制を充実させるため、「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」を参考に、要配慮者支援に関するマニュアル等の作成に努める。

2 要配慮者への情報伝達手段の確立

要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

また、障害者等への防災知識の普及啓発に努める。

(2) 緊急通報システムの拡充

高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(3) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

(4) 外国人に対する日常の情報提供等

市は、国際交流協会等と連携して、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

① 生活情報リーフレットや市ホームページによる防災情報の提供

② ひょうごE（エマージェンシー）ネットの登録推進

③ インターネットで聴取できるコミュニティFM（FMわいわい）等の利用推進

第3 要配慮者自らの備えの充実

要配慮者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設等に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実をさせるよう協力を求める。

3 社会福祉施設等の整備

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。

- (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。

また、要配慮者に配慮した支援体制を検討する。

第5 要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施

- (1) 県が実施する要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が設定された場合には、同区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。
- (4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1/1000 年確率の降雨）を前提とした区域とし、避難確保計画の作成、見直しを推進する。
 - ① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
 - ③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所

ア 避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。

イ 各施設において、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することで避難確保計画としてみなすことができる。
- (6) 要配慮者利用施設については、資料編に記載する。

資 料

10-1 要配慮者利用施設

第 1 5 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。

第 1 災害ボランティア受入計画の作成

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、受援計画の中に災害ボランティア受入計画を位置づけるよう努める。

第 2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。

第 3 災害ボランティア活動の環境整備

1 ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている N P O ・ N G O 等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。

2 ボランティア資機材等の確保

市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄やホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めるとともに、ボランティアに対しては、現場状況に合った服装や必要資機材等の持参を促す。

3 災害ボランティア団体等とのネットワークづくり

市は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体及び N P O 等と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第4 県災害救援専門ボランティアの活用

市は、大規模災害等が発生した場合に県が運営する制度を活用し、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

〈 災害救援専門ボランティアの活動内容 〉

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

第 1 6 節 水防対策の充実

水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。

第 1 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法に基づく、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

第 2 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。

また、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水害の危険を市民等へ周知する。

第 3 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要であると考えられる事項については、主に次のとおりである。

- (1) 避難所（「第 2 章 第 10 節 避難対策の充実」の節を参照）
- (2) 防災気象・水位情報の内容
- (3) 避難時の心得
- (4) 避難情報等の伝達経路及び内容
- (5) 土砂災害の危険性
- (6) 地域等における防災対策
- (7) 防災関係施設等情報 等

第 4 浸水想定区域における避難確保措置

- (1) 洪水時に係る避難所の設定にあたっては、浸水想定区域を十分考慮した上で適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。
- (2) 浸水想定区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第 5 避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用者施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第 6 市民への周知

浸水想定区域、避難所等、前第 1 から第 3 で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布

に努める。

資 料

10- 1 要配慮者利用施設

第 1 7 節 土砂災害対策の充実

風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

第 1 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (3) 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制
- (4) 当該警戒区域に要配慮者が利用する施設があつて、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第 2 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

1 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- (1) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等）の作成・公表・配布
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

2 緊急時の警戒避難

- (1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）の提供
 - ① 加東市防災気象情報サイトによる情報提供
 - ② 防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネットによる情報提供
- (2) 避難の指示等の伝達
防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、ホームページ等による情報伝達

第 3 土砂災害警戒区域等における避難確保措置

土砂災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第 4 避難確保計画の作成指導等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資 料

- 2-5 土石流危険箇所
- 2-6 地すべり危険箇所
- 2-7 がけ崩れ危険箇所
- 2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況
- 2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）

第 18 節 中山間地等における風水害対策

中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。

1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保を図るとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟に努める。

2 物資供給の備え

- (1) 災害時の食糧及び物資について、市民による自主的な備蓄の推進に努める。
- (2) 高齢者の多い集落などでは、孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時の供給体制について検討しておく。

3 道路・ライフライン等寸断への対策

- (1) 迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、連携体制等の整備に努める。
- (2) 豪雨時等で土砂災害のおそれがあり孤立することが予見できる場合は、事前に避難所等へ物資の供給などを実施する。
- (3) 市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。また、着陸可能な箇所（田畑、農・林道）についても検討しておく。

4 要配慮者に対する支援対策

市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による要配慮者への情報伝達体制を整備しておく。

資 料

2-10 孤立の可能性がある集落等

第 19 節 災害対策基金の積立・運用

加東市災害対策基金条例に基づき、自然災害及び大規模な火災や突発重大事故等の人為的災害に係る予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、災害対策基金の積立を行い、適正な運用を図る。

資 料

1-5 加東市災害対策基金条例

第 2 0 節 重要施設の防災対策

重要施設における防災対策について定める。

第 2 0 節 重要施設の防災

第 1 重要施設の登録

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。

第 2 平常時の取組

重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。

第1節 防災に関する学習等の充実

市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 市民に対する防災思想の普及

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。

第2 災害教訓の伝承支援

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の**自然災害伝承碑**が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3 市民に対する防災・減災知識の普及

あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。

1 普及方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用にも努める。

- (1) 講習会、防災訓練等の実施
- (2) ハザードマップ、広報紙、冊子、その他印刷物、CATV、ホームページによる普及
- (3) 兵庫県広域防災センター等普及啓発施設の活用

2 普及内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 風水害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 風水害に対する平常時の心得
 - ① 周辺地域における災害危険性の把握
 - ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
 - ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」の活用等）
 - ④ 火災の予防（火を使う所の不燃化、防災製品の使用、消火用具の準備、燃料の転倒漏洩防止等）

- ⑤ 応急救護等の習得
- ⑥ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
- ⑦ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
- ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
- ⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑩ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保
- ⑪ 自主防災組織の育成
- ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑬ 要配慮者及び外国人への配慮
- ⑭ ボランティア活動への参加
- ⑮ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
- ⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (4) 防災情報に関する5段階の警戒レベルについて正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- (5) 災害発生時の心得
 - ① 災害発生時にとるべき行動
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
 - ⑦ 避難行動上の注意事項
 - ⑧ 避難実施時に必要な措置
 - ⑨ 避難所等での行動
 - ⑩ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
 - ⑪ 自主防災組織の活動及び活動への参加
 - ⑫ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
 - ⑬ 安否情報の確認のためのシステムの活用
 - ⑭ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）

第4 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 市及び防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。
 - ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務

- ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
 - ④ 関係法令の運用
 - ⑤ 災害発生原因についての知識
 - ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等
- (2) 市は、地域防災計画を基本とした職員行動マニュアルを作成し、全職員に周知するとともに、検証を重ね、必要に応じて随時見直しを行う。

第5 防災要員等の養成

訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。

1 職員

職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。

- (1) 人と防災未来センター研修
- (2) 職員行動マニュアルの周知
- (3) 図上訓練、ロールプレイング演習
- (4) 防災・危機管理 e-カレッジ
- (5) ひょうご防災リーダー講座
- (6) その他一般研修

2 地域防災リーダー

地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。

- (1) ひょうご防災リーダー講座
- (2) 防災訓練
- (3) その他一般研修

第6 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、講習会や防災訓練等を通して防災意識、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めるものとする。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設、及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第7 学校における防災教育

- (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。

- ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。
 - ア 避難所指定に関わる学校と市、自主防災組織との連携強化について（学校における避難所運營業務及び市への移行手順の策定）
 - イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
 - ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について
 - エ 防災教育実践上の課題の整理と調整について
- ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。
 - ア 教職員への研修会の参加促進
 - イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進
 - ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

① 学校における防災教育の充実

- ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
- イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
- ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
- エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

- ア 「災害対応マニュアル」の見直し
- イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17 は忘れない」地域防災訓練等）
- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

- ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実
- イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
- ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第1 方針

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について、消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。
- (2) 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

第2 活動

自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。

1 防災計画（マニュアル）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 水防協力活動に関すること。（出動方法、体制等）
- (7) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (9) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (10) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）
- (11) 自警活動に関すること

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
 - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
 - ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
 - ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
 - ① 風水害等防災に関する知識の向上

- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 - ④ 地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川等）の確認
 - ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 - ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - ⑦ 避難所・医療救護施設の確認
 - ⑧ 防災資機材、防災備蓄品の整備、管理
 - ⑨ 防災訓練の実施
 - ⑩ 要配慮者の把握
 - ⑪ 「マイ避難カード」の作成の普及促進
- (2) 災害発生時の活動
- 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
- ① 出火防止と初期消火、延焼防止
 - ② 負傷者の救助
 - ③ 市民の安否確認
 - ④ 情報の収集・伝達
 - ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
 - ⑥ 給食・給水
 - ⑦ 近隣地域への応援
 - ⑧ 要配慮者の支援

4 その他

自主防災組織は、消防団、婦人防火クラブ、企業の自主防災（消防）組織等との連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 自主防災組織への指導、支援

市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種学習会、講演会、懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 個別指導・助言
- (5) 訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動機（器）材の貸出、資材の提供
- (8) 地域防災リーダーの育成

第3節 自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第1 地区防災計画の策定

市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第1 内容

1 実施機関等

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。
- (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。

2 充実強化対策

- (1) 市の取り組み
市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。
 - ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
 - ② 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
 - ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
 - ④ 消防団員の処遇の改善
 - ⑤ 消防団の車両・資機材等の改善
 - ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
 - ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
 - ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
 - ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
 - ⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

第1 災害時に企業等が果たす役割

市内の企業等は、次の役割を果たすものとする。

- (1) 従業員、顧客等の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続、経済活動の維持
- (5) 地域貢献・地域との共生
- (6) 地元自主防災組織との連携

第2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

- ① 事業継続計画（BCP）の作成、点検・見直し

〔事業継続計画〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

- ② 防災計画、防災マニュアルの作成、点検・見直し
 - ③ 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
 - ④ 防災訓練の実施
 - ⑤ 地域の防災訓練への参加
 - ⑥ 防災体制の整備
 - ⑦ 復旧計画の作成、点検・見直し
 - ⑧ 防災資機材、物資の備蓄
 - ⑨ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備
 - ⑩ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等
- (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

第3 企業等の自衛防災組織

市内の企業等は自衛防災体制を整備・充実させるものとする。

市は、自衛防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成支援、防災訓練等への参加促進並びに防災に関するアドバイスを行う。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員が働く事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 計画の作成

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護

3 防災組織の活動

- (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の訓練整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

第1節 市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。
- (2) 次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。
- (3) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2 市街地等の防災構造化

住宅等が密集した市街地等においては、災害時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化や不燃化の推進、道路や公園、広場などのオープンスペースを確保するとともに、緑地や生垣などの緑の確保に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区（自治会）については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第4 幅員狭小区間道路の解消等

一部の地域では、道路幅員が狭いため、消防車などによる救援・救助活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、救援・救助活動が可能となるよう、環境整備に努める。

第5 その他施設の整備

1 公営住宅

公営住宅の建設又は建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。

2 公園施設の整備

公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、広場の確保又は整備に努めるものとする。

3 学校施設の整備

学校管理者は、学校施設が災害時における地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の安全性の向上に努めるものとする。

4 農業防災施設の整備

市は、農業の効率的、安定的な生産性を確保するために、農業生産基盤、生活基盤及び環境基盤として農地の保全や排水施設の整備等の推進に努める。

第2節 水害防止施設等の整備

河川の氾濫及びため池の堤防決壊等による災害防止を図るための対策について定める。

第1 河川施設の整備

市は、国や県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。

第2 内水の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水被害を防止するため、排水施設の新設や増設に努め、関係機関にも要請する。

また、平成24年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。

第3 ため池施設の整備

市は、ため池管理者に対し、県が行うため池の決壊等による災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」(6月1日～6月30日)を中心とした、ため池の点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備等の指導に協力する。

また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を市民に提供する。

資 料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 要監視ため池一覧
- 2-4 堤高15m以上の農業用ため池・ダム一覧

第3節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設 整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等

第2 防災基盤整備事業の実施

地域防災計画等に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

資 料

15-1 防災基盤整備事業

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1 砂防設備の整備

1 砂防事業の推進

土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 土石流防止対策の普及啓発

土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に県が実施する、砂防指定地等の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（土石流）等箇所一覧は資料編に示す。

第2 地すべり防止施設の整備

1 地すべり対策事業の推進

地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 地すべり防止対策の普及啓発

地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、地すべり防止区域の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（地すべり）、地すべり防止区域等の指定状況は資料編に示す。

第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と市民への周知

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 急傾斜地崩壊防止対策の普及啓発

「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底及び防災意識の普及に協力する。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県が実施する急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等箇所一覧は、資料編に示す。

第4 治山施設の整備

1 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、県が実施する治山事業に協力する。

2 治山施設の点検

地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月を重点的に県が実施する、危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

第5 土地改良施設の整備

県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に協力する。

第6 宅地施設の整備

県に協力して宅地造成工事及び危険な既存住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。

1 宅地造成工事に対する措置

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂等の流出の発生を防止するため、宅地造成工事に対する県の行う指導に協力する。

2 既存宅地に対する措置

県が行う既存宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。

3 宅地造成工事規制区域の指定にする措置

県の行う宅地造成工事規制区域の指定に伴う調査及び再調査に協力する。

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 1,333 千円

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

限度額 6,210 千円（土地を取得しない場合 5,250 千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

第 8 地盤沈下の現況

播磨平野地域では、昭和 45 年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。

地下水位は 40 年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近は横ばいなし、穏やかな減少傾向を示している。

当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 4,600 万 m³となっている。

資 料

2-5 土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

2-6 地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

2-7 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況

2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）

第5節 交通関係施設の整備

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備及びヘリポート対策について定める。

第1 道路施設の整備

災害時における道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の補強を行うものとし、災害に道路ネットワークの整備に努める。

第2 災害時用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

資 料

8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第6節 ライフライン関係施設の整備

市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第1 電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

① 防災会議等への参画

防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

② 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア 災害に関する情報の提供及び収集

イ 災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者等、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、市や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

① 災害時のオープンスペース利用等に関する市との情報共有

② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結

⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

市民の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電㈱の施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請が

あった場合は検討・協力する。

2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力送配電㈱は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

3 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第2 ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の取組

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

① 保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所及び高圧ステーション間は、ループ

化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を6箇所配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

② 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社及び事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、災害対策機関との通信を確保することとする。

③ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

(3) 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。

2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組

(一社)兵庫県LPガス協会は、次の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集及び福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック及びガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて各事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県LPガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県LPガス協会、(一社)福井県LPガス協会で組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近

畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

③ 防災訓練等の実施と参加

災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

① 年間を通じ、市内又は周辺市町でL Pガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるL Pガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にL Pガスの対応について周知を図る。

③ 各事業所は、消費者に対し、災害時におけるL Pガスの緊急対応について周知を図る。

④ 市が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なL Pガス自動車とL Pガス発電機の普及啓発に努める。

第3 電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組

(1) 通信施設の強化

① 建物及び鉄塔

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設(水防壁、水防板等)を設置している。

② 電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

③ 通信設備

ア とう道(共同溝を含む)網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の2ルート化推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びI P網設備の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

① 通信途絶防止用無線網の整備

ア 可搬型無線機(TZ-403D)、可搬型デジタル無線方式(11P-150M)

② 災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

- イ 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛生車載局、ポータブル衛星通信システム
- ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
- ④ 排水ポンプ
- ⑤ 復旧機材の備蓄
- (3) 防災訓練の実施
 - ① 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。
 - ② 演習の種類
 - ア 災害対策情報伝達演習
 - イ 災害復旧演習
 - ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習
 - ③ 演習の方法
 - ア 広域規模における復旧シミュレーション
 - イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
 - ウ 防災機関における総合防災訓練への参加

2 KDDI(株)の取組

- (1) 防災に関する関係機関との連絡調整

各事業所においては、必要に応じて市及び関係機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。
- (3) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。
- (4) 防災に関する教育、訓練
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
 - ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
 - ③ 訓練実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

3 ソフトバンク㈱の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置し、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備等）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来臨に備えることとする。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材、予備品等を確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

4 楽天モバイル㈱の取組

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には党が一合公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成又はリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保及び災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第4 水道施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。

1 水道施設の整備

災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ① 避難所、救急病院
- ② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備
- ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。

3 水道施設の更新等

老朽施設（管路）を、次のような施設へ計画的に更新する。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

8 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

9 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

10 教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員・行動計画に基づく訓練

(2) 市民に対する広報及び訓練

① 広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法

② 訓練

給水訓練等

第5 下水道施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。

下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

1 下水道施設の保守点検

下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

(1) 下水道台帳の整備

(2) 既往災害履歴の作成

- (3) 日常点検保守
- (4) 被災の可能性が高い箇所の把握

2 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

3 教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

第5章 その他の災害予防対策の推進

突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する。

第1節 危険物等の事故の予防対策の推進

危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 危険物の保安対策の実施

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下「危険物施設」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。

1 危険物施設の保安対策

- (1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、危険物に関係する法令の規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施する。

① 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚及び防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）（総務省消防庁通知 令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

③ 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

2 北はりま消防本部の保安対策

- (1) 北はりま消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。
- (2) 北はりま消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。
 - ① 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
 - ② 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を

遵守させる。

③ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的な方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第2 高圧ガスの災害予防対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 防災資機材の整備

① 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

② 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 消防機関

北はりま消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。

3 関係機関等

関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的な総合防災訓練の実施に努める。

第3 火薬類の災害予防対策の実施

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

① 事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

(3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

2 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

(5) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(6) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

第4 毒物・劇物の災害予防対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

1 毒物・劇物取扱事業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

① 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

2 関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に毒物及び劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。
- (2) 毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (4) 北はりま消防本部は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握にも努める。

第2節 大規模事故災害予防対策の推進

第1 交通安全の確保

大規模事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

1 交通の安全のための情報の充実

警察と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進する。

2 安全な運転の啓発及び運行の確保

市、警察等は、自動車等の運転者の安全運転教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

3 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市、消防本部、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図るものとする。
- (2) 機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
- (4) 民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2 災害応急活動体制の整備

1 職員の体制の整備

災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。

2 関係機関との連携体制の整備

事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 搜索活動関係

搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急関係

- (1) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。
- (3) 負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から関係者間で協議、調整を図る。

3 医療活動関係

- (1) 市及び医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- (2) 災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
 - ① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部、市
 - ② 消防本部と医療機関
 - ③ 医療機関相互
- (3) 県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。
- (4) 医療機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。

4 消火活動関係

- (1) 北はりま消防本部は、平常時より消防機関相互の連携強化を図る。
- (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (3) 道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互の連携強化を図る。

第4 緊急輸送活動等への備え

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- (2) 市は、警察と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

北はりま消防本部、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備に努める。

第5 雑踏事故の予防

1 主催者等への周知

市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- (1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察、北はりま消防本部及び（一社）小野市・加東市医師会等と連絡調整を行う。
- (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。
 - ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察との連絡体制
 - ② 北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに北はりま消防本部及び災害拠点病院等の医療機関と連携した救急・救護体制
 - ③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制
 - ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 広域支援の調整

行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参加し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

3 医療機関等の措置

- (1) 医師会は、行事等の主催者から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力する。
- (2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、北はりま消防本部等と連絡をとり、これに協力する。

4 北はりま消防本部の措置

事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。

- (1) 事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。
- (2) 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
- (3) 医師会、医療機関（特に災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。
- (4) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

1 各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、北はりま消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に

連携し、次の種類の訓練を実施するものとする。

- (1) 図上訓練
関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練
- (2) 部分訓練
各関係機関の役割分担を中心とした訓練
- (3) 情報伝達訓練
関係機関の情報伝達を中心とした訓練
- (4) 総合訓練
関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

2 訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認するものとする。

3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図るものとする。

4 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行うものとする。

第3節 原子力等事故災害予防対策の推進

原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 防護措置にかかる体制の整備

市及び北はりま消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 活動用資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- (3) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
- (4) 事業所等の把握
- (5) 原子力災害に対応可能な医療機関の把握

第2 原子力防災に関する知識の普及啓発

市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。

第3 要配慮者支援対策の強化

「第2章 第14節 要配慮者対策の充実」の節を参照

第4 県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。

1 想定される広域避難

- (1) 避難元市町
若狭町
- (2) 避難先地域
北播磨（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）、丹波（丹波篠山市、丹波市）
- (3) 対象人口
15,024人

2 情報連絡体制の整備

- (1) 避難元府県・市町との情報交換
県外からの避難の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう避難元府県、避難元市町と連絡先を交換する。
- (2) 避難者情報の共有
随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を受ける。
基礎的情報は、幼稚園・保育所・認定こども園の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受入れ体制の整備

- (1) 組織体制の整備
広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。
- (2) 避難所の指定

広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。

(3) 必要物資の把握、配布手順の確認

避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。

第 3 編 災害応急対策計画

<目次>

第1章	基本方針	105
第1	迅速な災害応急活動体制の確立	105
第2	円滑な災害応急活動の展開	105
第3	大規模事故等災害応急対策の実施	106
第2章	迅速な災害応急活動体制の確立	107
第1節	応急活動体制	107
第1	配備体制	107
第2	連絡・警戒体制	109
第3	水防対策本部及び災害対策本部	109
第4	現地災害対策本部	121
第2節	情報の収集・伝達及び報告	123
第1	情報収集・伝達手段の確保	123
第2	気象情報等の収集伝達	124
第3	被害情報の収集・調査	134
第4	被害状況報告	135
第5	施設等の被害調査	138
第6	被災者支援のための情報の収集・活用	139
第3節	防災関係機関等との連携促進	141
第1	自衛隊への派遣要請	141
第2	関係機関との連携	144
第4節	災害救助法の適用	147
第3章	円滑な災害応急活動の展開	150
第1節	水防活動	150
第2節	救助・救急、医療対策	151
第1	人命救出活動	151
第2	救急医療活動	151
第3	医療・助産対策	153
第3節	交通・輸送対策	155
第1	交通確保対策	155
第2	緊急輸送対策	156
第3	ヘリコプターの運航	157
第4節	避難対策	160
第1	避難指示等	160
第2	避難誘導	164
第3	警戒区域の設定	164
第4	避難所の開設	165
第5	避難所の運営	165
第6	避難所設備の整備	169

第5節	住宅の確保	171
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	174
第1	食料の供給	174
第2	応急給水	175
第3	緊急物資の供給	176
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	178
第1	健康対策	178
第2	食品衛生対策	179
第3	感染症対策	179
第4	遺体の火葬等	180
第8節	生活救援対策	182
第9節	要配慮者支援対策	183
第10節	愛玩動物の収容対策	186
第11節	災害情報等の提供と相談活動	187
第1	災害広報	187
第2	災害相談	188
第3	災害放送の要請	189
第12節	廃棄物対策	191
第1	ガレキ処理	191
第2	ごみ処理	191
第3	し尿処理対策	192
第13節	環境対策	194
第14節	災害ボランティアの要請・受入れ	195
第15節	鉄道施設の応急対策	197
第16節	ライフラインの応急対策	198
第1	電力の確保	198
第2	ガスの確保	201
第3	電気通信の確保	204
第4	水道の確保	209
第5	下水道の確保	210
第17節	教育対策	212
第18節	保育対策	214
第19節	警備対策	215
第20節	旅客、帰宅困難者対策	216
第21節	農林関係対策	217
第22節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	219
第1	土砂災害	219
第2	道路	219
第3	河川	219
第4	ダム	219

第5	ため池	220
第6	森林	220
第7	農地・農業用施設	220
第8	宅地	220
第9	公園	220
第4章	大規模事故等災害応急対策計画	222
第1節	基本対策	222
第1	組織の設置	222
第2	配備、動員	224
第2節	情報の収集・伝達及び報告	226
第1	情報の収集・伝達	226
第2	(事故)災害の報告	228
第3	被害調査	230
第3節	防災関係機関等との連携	232
第1	専門家・専門機関等への協力要請	232
第2	自衛隊への派遣要請	232
第3	関係機関との連携	235
第4節	災害救助法の適用	236
第5節	救援・救護活動	238
第1	捜索、救助、消火及び避難誘導活動	238
第2	救急医療活動	238
第6節	緊急輸送活動及び代替輸送	242
第1	交通確保対策	242
第7節	こころのケア対策	244
第8節	遺体の火葬等	245
第9節	雑踏事故の応急対応	246
第10節	危険物等への対策	247
第1	危険物等への対策の特殊性	247
第2	責任者等	247
第3	防災関係機関	247
第11節	災害情報等の提供と相談活動	250
第1	災害広報	250
第2	相談活動	251
第5章	個別対策	252
第1	大規模火災・危険物事故災害応急対策	252
第2	原子力事故災害応急対策	257
第3	高病原性鳥インフルエンザ応急対策	264

第 1 章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第 1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

- (1) 応急活動体制
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 防災関係機関等との連携促進
- (4) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用

第 2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施	
緊急対策 （発災後 1 日程度 以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施	継続 実施
応急対策 （発災後 1 週間程度 以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施	

- (1) 水防活動の実施
- (2) 救助・救急、医療対策の実施
- (3) 交通・輸送対策の実施
- (4) 避難対策の実施
- (5) 住宅の確保
- (6) 食料・飲料水及び物資の供給
- (7) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
- (8) 生活救援対策の実施
- (9) 要配慮者支援対策の実施
- (10) 愛玩動物の収容対策の実施
- (11) 災害情報等の提供と相談活動の実施
- (12) 廃棄物対策の実施
- (13) 環境対策の実施
- (14) 災害ボランティアの要請・受入れ
- (15) 鉄道施設の応急対策の実施
- (16) ライフラインの応急対策の実施
- (17) 教育対策の実施
- (18) 保育対策の実施
- (19) 警備対策の実施
- (20) 旅客、帰宅困難者対策の実施
- (21) 農林関係対策の実施
- (22) 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進
- (23) り災証明の発行

第3 大規模事故等災害応急対策の実施

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- (1) 大規模火災・危険物事故応急対策
- (2) 原子力災害応急対策の実施
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

1 配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組 織	配 備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) 県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき。 (3) この他、市長が必要と認めるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位(通報水位)を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第1号(待機)が発表されたとき。 (3) この他、市長が必要と認めるとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
(水防警戒本部)	水防第1号配備	(1) 水防第0号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第2号(準備)が発表されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位(警戒水位)を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第3号(出動)が発表されたとき。 (4) 大雨警報(土砂災害)が発表されたとき。	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3(高齢者等避難)を市が発令するとき。 ※警戒レベル3の発令基準は、第3章第4節第1「避難指示等」に記載	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊又は土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

2 配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。

第2 連絡・警戒体制

市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

1 水防連絡体制

予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。

水防計画も踏まえて対応するものとする。

- (1) 緊急連絡に備える。
- (2) 情報の収集及び整理をする。
- (3) 市民等からの問い合わせに対処する。
- (4) 状況に応じ体制を拡大又は縮小を検討する。
- (5) 市長等へ報告する。
- (6) 関係機関及び関係者間の情報連絡、収集、調整を行う。

2 水防警戒本部（警戒体制）

予め指定した職員により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。水防計画も踏まえて対応するものとする。

- (1) 応急活動配備体制等について
- (2) 応急対策活動の実施について
- (3) 関係施設等の予防措置の実施について
- (4) 水防対策本部の設置について
- (5) 配備体制の解除について

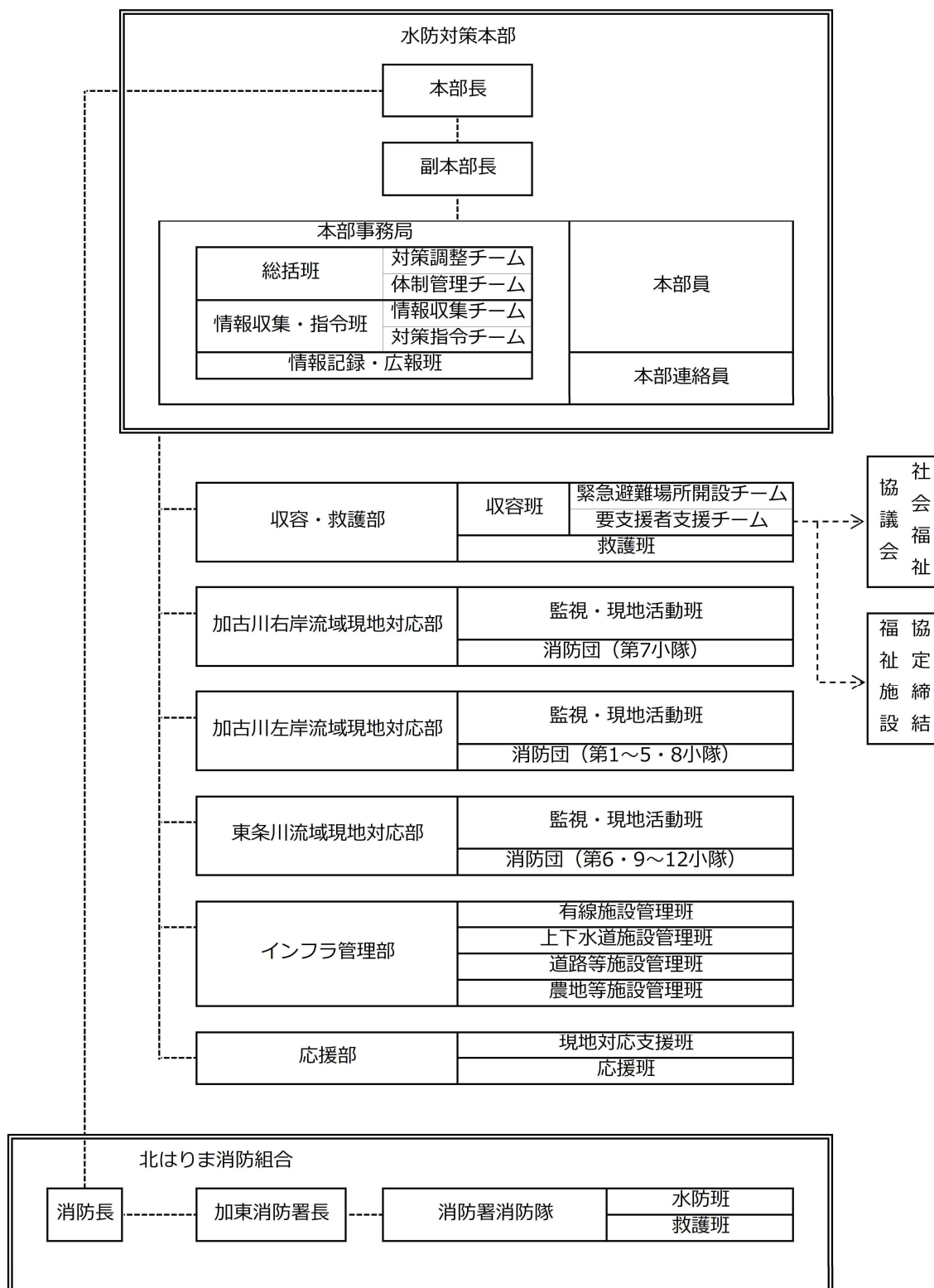
名称	加東市水防警戒本部
本部長	副市長
副本部長	教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内
設置基準	水防第1号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。

第3 水防対策本部及び災害対策本部

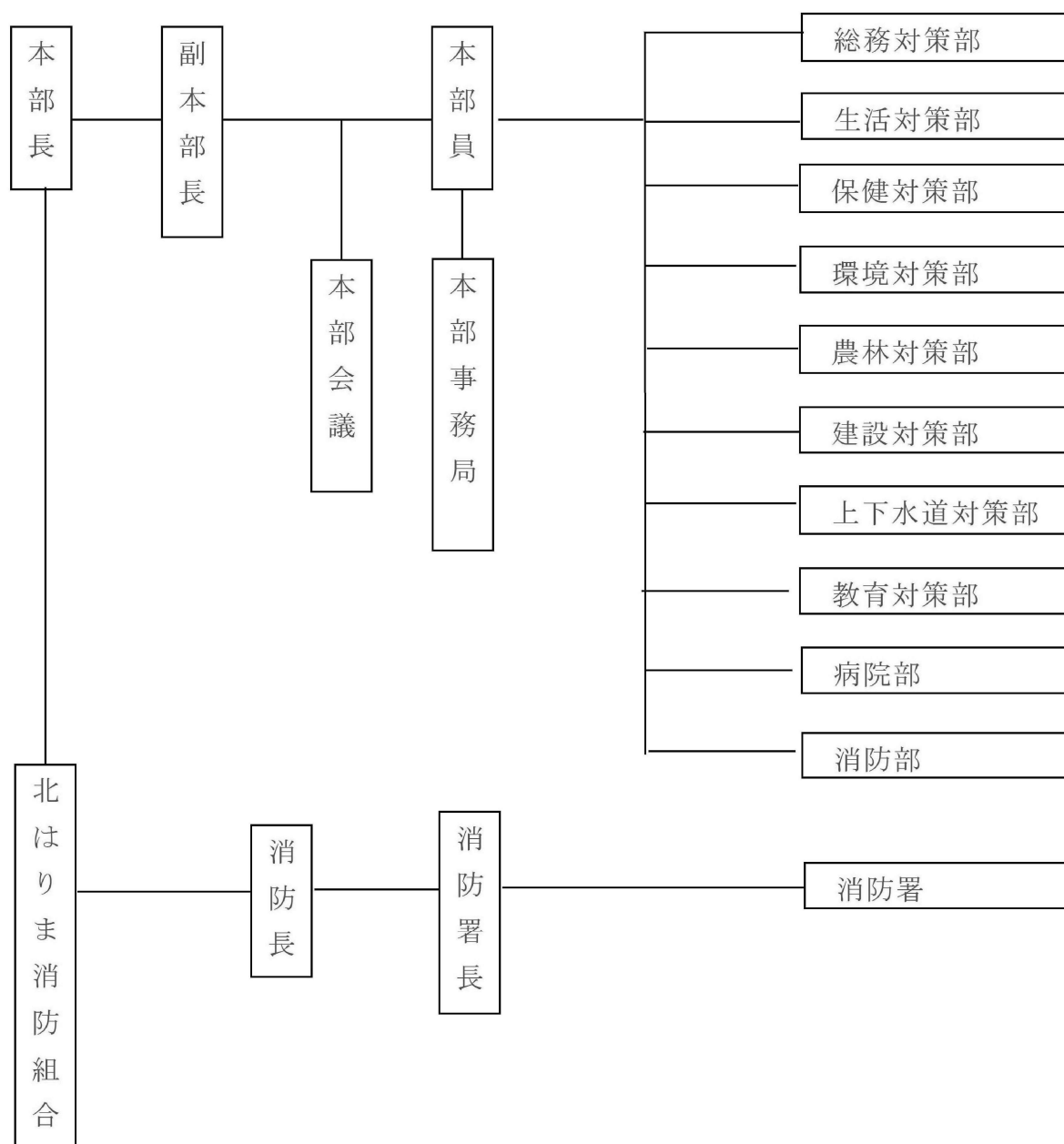
市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要が生じたときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき。	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき。
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

■組織図
水防対策本部



災害対策本部



■事務分掌

各部に共通する事務分掌	
1	所属職員の動員連絡に関する事
2	災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事
3	各所管施設等の防災活動、応急復旧に関する事
4	所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事
5	所管事務に係る人員及び物資の輸送に関する事
6	民間団体及び市民の協力に関する事
7	他部等への応援協力に関する事
8	施設利用者の安全確保に関する事

■水防配備体制における事務分掌

部	班名	事務分掌
本部員		1 水防対策本部の設置及び廃止 2 水防対策活動の総括 3 配備体制の決定 4 避難情報等の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、協定締結市町等） 6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1 本部員と各部との連絡調整 2 各部からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1 水防対策本部の庶務・総合調整 2 収集した情報の分析 3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測
	【対策調整チーム】	1 本部員と各部との連絡調整 2 水防対策に関する県との調整 3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示 4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む） 5 Lアラート対応 6 被害報告書の作成 7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集 8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 9 ライフライン関係機関との連絡調整 10 自衛隊の派遣要請 11 応援協定に基づく応援要請 12 災害協定事業者との連絡調整 13 消防団の調整 14 区長等との連絡調整
	【体制管理チーム】	1 職員の配備状況の把握 2 職員の動員・配置 3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達 4 公用車の確保・準備 5 市庁舎の保全 6 本部会議室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1 市民等からの電話対応 2 受付けた情報の処理票作成
	【対策指令チーム】	1 収集した情報に対する対応の検討 2 対応する部・班の決定・連絡
	情報記録・広報班	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 防災行政無線による放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整

部	班名	事務分掌
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1 緊急避難場所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布
	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応
	救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応
各現地対応部（共通）	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	
	監視・現地活動班	1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要パトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 土砂災害警戒区域等の情報収集 6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告
インフラ管理部	有線施設管理班	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生への広報
	上下水道施設管理班	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報
	道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報
	農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止
応援部	現地対応支援班	1 土のう配送
	応援班	1 各部への応援

部	班名	事務分掌
消 防 団	第 1 小隊	1 災害の警戒及び防御
	第 2 小隊	2 道路規制警備
	第 3 小隊	3 被災者の救出及び救護
	第 4 小隊	4 避難情報の広報及び避難者の誘導
	第 5 小隊	5 被害情報の収集及び伝達
	第 6 小隊	6 災害現場の広報
	第 7 小隊	7 その他応急対策特命
	第 8 小隊	
	第 9 小隊	
	第 10 小隊	
	第 11 小隊	
	第 12 小隊	
	(各小隊長)	

北はりま消防本部加東消防署

班名	担当係	事務分掌
指揮班	庶務係	1 職員の召集及び配備
通信班	予防係	2 気象情報の受理伝達
情報連絡班	危険物係	3 災害の広報活動
庶務班	警備係	4 災害の情報収集伝達
活動班	調査係	5 消防相互応援協定
	救急係	6 水防対策（警戒）本部との連絡調整
		7 災害の警戒及び防御
		8 被災者の救出、救護及び搬送
		9 避難者の誘導
		10 被害情報の収集及び伝達
		11 災害現場の広報活動
		12 被害の原因調査
		13 その他応急対策特命事項

■災害配備体制における事務分掌

対策部	事 務 分 掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	(防災課) 1 災害対策本部の設置（廃止） 2 配備体制、その他本部命令の伝達 3 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5 各部、各班との連絡調整等 ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等 9 災害、気象情報及び被害状況の収集 10 災害救助法の適用申請 11 防災功労者の顕彰等 12 その他本部業務の庶務
総務対策部 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書広報課 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	(議会事務局) 1 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 2 部内の応援 (秘書広報課) 1 本部長及び副本部長の秘書 2 災害視察者その他見舞者の応接 3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4 災害に関する市民への広報 5 C A T Vによる広報 6 C A T V関連施設の被害状況把握及び機能確保 (企画政策課・まちづくり創造課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3 災害復興計画の総合的な企画 4 部内の応援 (人事課) 1 職員の動員、各部の配置調整 2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4 災害救助、救援のための作業員等の雇用 5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6 職員被災状況の情報収集

対策部	事 務 分 掌
	(総務財政課・デジタル推進課) 1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画 (管財課) 1 災害時優先電話の確保 2 災害対策物資、資材の調達及び配送 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5 庁舎内及び周辺の警備 6 災害応急工事の契約等 7 物的支援の受入れに対する対応 (税務課) 1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2 被災者台帳の作成及び被災証明書発行 3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4 市税全般の相談 5 税に関する各種申請窓口の設置 6 部内の応援 (会計課) 1 災害対策に必要な現金の出納 2 災害関係費支出命令審査及び出納 3 見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4 部内の応援

対策部	事 務 分 掌
生活対策部 部長 健康福祉部長 副部長 福祉総務課長 担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課	(福祉総務課) 1 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2 福祉避難所の開設及び運営等 3 ボランティアの受入れ及び調整 4 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6 生活必需品及び物資の支給に関する事務 7 生活福祉資金等の融資 8 災害援護資金の貸付 9 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10 各種申請窓口の設置 (社会福祉課・高齢介護課) 1 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2 避難者の誘導、収容 3 要配慮者等の救援 4 被災者に対する食料品の調達、配給 5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6 救援物資の受入れ及び配送 7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 行方不明者の搜索、情報管理等 10 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11 被災者の生活（福祉）相談 12 その他被災者生活救援対策 (人権協働課) 1 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3 部内の応援
保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局	(健康課) 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2 医療ボランティアの受入れ及び調整 3 医療機関等の被害調査及び応急対策 4 医療救護本部設置の検討 5 応急救護所の設置支援 6 傷病者名簿等の作成 7 保健衛生用資機材の調達 8 保健医療情報の収集 9 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10 保健衛生、感染症の予防対策 11 防疫活動（資機材、薬剤調達） 12 食品衛生及び食中毒の予防 13 被災者の心のケア対策及び健康管理 (委員会事務局) 1 部内の応援

部	事 務 分 掌
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	(生活環境課) 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2 応急仮設トイレの設置及び管理 3 し尿の緊急汲み取り 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6 災害廃棄物対策 (市民課) 1 災害窓口相談対応等 2 各種申請窓口の設置 3 遺体の収容及び処置、火葬等 4 部内の応援 (保険医療課) 1 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2 部内の応援
農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課	(農政課・農地整備課) 1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 ため池の被害調査及び応急対策 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4 治山施設の被害調査及び応急対策 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9 被災農家に対する農業共済金の支払 10 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11 被災農畜産業者に対する資金の融資 12 穀物の調達 (商工観光課) 1 観光客の安全確保 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3 観光施設の被害調査及び応急対策 4 商工業被害等の調査 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整 6 被災者の雇用の促進要請 7 中小企業等の災害復旧資金の融資 8 部内の応援

部	事 務 分 掌
建設対策部 部長 都市整備部長 副部長 土木課長 担当課 都市政策課 土木課	(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) 1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3 管理施設の被害調査及び応急対策 4 建設業者等への協力要請 5 住家、人の被害調査（認定） 6 被災建物の応急危険度の判定 7 交通規制の指示及び実施 8 応急対策用資機材の調達 9 公共施設に関する被害調査及び応急対策 10 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11 応急仮設住宅の建設 12 民間住宅等のあっせん等住宅確保 13 被災住宅に係る支援 14 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16 災害救助法による住宅の応急修理
上下水道対策部 部長 上下水道部長 副部長 管理課長 担当課 管理課 工務課	(管理課・工務課) 1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2 緊急時の活動用水供給 3 飲料水確保及び供給 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5 応急給水計画の作成及び実施 6 資機材等の調達 7 水質検査等の実施 8 浸水対策 9 排水施設の管理及び運転 10 水道料金等の減免及び徴収猶予 11 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡

部	事 務 分 掌
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課	(教育委員会各課) 1 施設利用者の安全確保の指示 2 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3 所管施設の被害調査及び応急対策 4 被災者に対する炊き出し等の協力 5 被災者に対する救援物資の配布 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 学校給食施設との連絡調整 10 県教育委員会及び関係機関への報告 11 災害による応急教育施設及び教育の確保 12 災害救助法による学用品の給与 13 園児の保護及び応急保育 14 被災園児、児童、生徒の保護・援護 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16 文化財等の被害調査及び応急対策
病院部 部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務局長 担当課等 病院各課	(病院各課) 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援
消防部 部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団	(消防団) 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の搜索 9 消防団員の被災状況調査

第4 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第23条の2第5項及び加東市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 市町村長の避難の指示等（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
- (2) 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）
- (3) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
- (4) 通行の禁止又は制限（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

第2節 情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATVをいう。以下同じ)	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系／地上系)	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Lアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線 (同報系)	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話(株)の

オペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動（警戒レベル相当情報）」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大

	特別警報	きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表す

意報	る。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.6、千鳥川流域12.2、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.3）、東条川流域（5、19.6） 千鳥川流域（5、10.4）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間 降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温 (最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 －4℃以下
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下
気 象 警 報	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135

	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.6、千鳥川流域15.3、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、48.5）、千鳥川流域（5、11.6）、 三草川流域（5、9.3）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(3) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

	解 説
台風に関する情報	・ 台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・ 3 時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速 25m/ s 以上の暴風域、風速 15m/ s 以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約 50 分後 ・ 台風が日本に近づき（300km 以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と 1 時間後の推定値、最大 72 時間先までの予報を 3 時間毎に発表
大雨に関する情報	・ 大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・ 雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な 1 時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気圧配置に関する情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよ

る情報	ぶと予想されるとき。
-----	------------

(4) 水防活動用気象注意報・警報

気象台が発表する水防関係機関が水防活動の利用に適合する気象、洪水についての予報及び警報で大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う水防活動用警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもってなされる。(指定河川に対する洪水注意報・警報は除く。)

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(5) 火災警報

気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ア 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

イ 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報(浸	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨

水害)の危険度分布)	量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動 ・「警戒」(赤)：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 ・「注意」(黄)：各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に注意」(白)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「今後の情報等に注意」(水色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川については支線氾濫や下水道の氾濫の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川(加古川上流区域)において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル

		・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	

対 象 区 域

加古川 上流	左岸 多井田字大上 48 番地先から三木市別所町（美囊川合流点）まで 右岸 上滝野字塩谷 1 番地 1 先から小野市黍田町まで
-----------	--

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断	はん濫危険 (特別警戒)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(3) 水防警報

国土交通大臣（姫路河川国道事務所）又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。

① 国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

警 報 の 種 類

種 類	内 容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

警 報 の 発 令 基 準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒）	はん濫注意（警戒）	はん濫注意（警戒）	水防活動の必要がなく

水位に達する約 3 時間前	水位に達する約 2 時間前	水位に達する約 1 時間前	なったとき。
---------------	---------------	---------------	--------

注) 待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸	多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸	上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川 (一部)	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川への合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)
国包	加古川市上荘町国包	1. 50m	2. 50m

② 知事警報

警 報 の 種 類

種 類	内 容
第 1 号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第 3 号出動	水防活動に出動させるもの
第 4 号解除	水防活動を終了させるもの

警報の発令基準 (知事)

種 類	標 準 的 な 発 令 基 準
第 1 号 (待機)	水位が水防団待機 (通報) 水位を概ね 10cm 上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
第 2 号 (準備)	水位が水防団待機 (通報) 水位とはん濫注意 (警戒) 水位の概ね 2 / 3 に達し、はん濫注意 (警戒) 水位に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される とき。
第 3 号 (出動)	水位がはん濫注意 (警戒) 水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第 4 号 (解除)	水位がはん濫注意 (警戒) 水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、 水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できない場合は、理由を付して通知される。

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
吉井（県）	吉 井	1.50m	2.00m

(4) 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
国包	加古川市上荘町国包	4.70m

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
吉井（県）	吉 井	3.30m

(5) 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

水 防 指 令 の 種 類

種 類	内 容
第 1 号	県機関の職員が第 1 非常配備態勢につくべき指令
第 2 号	県機関の職員が第 2 非常配備態勢につくべき指令
第 3 号	県機関の職員が第 3 非常配備態勢につくべき指令
解 除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

3 土砂災害に係る情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

気象台が気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

【5段階：必要とされる行動等】

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

・「今後の情報に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

4 その他情報

災害により関係する観測点における最新情報の収集に努める。

- (1) 雨量情報
- (2) 水位情報
- (3) その他予測情報

資 料

- 2-13 雨量の観測所
- 2-14 水位の観測所

第3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集

市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

収集すべき主要な情報は、次のとおりである。

- (1) 人的被害状況
- (2) 家屋被害状況

- (3) 火災状況
- (4) 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 防災関係機関の地震防災応急対策状況
- (7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等）
- (8) 公的施設の被害状況
- (9) その他災害に関する各種の情報、資料等

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。

3 点検・巡視等

警戒段階から市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にはパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中に、異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、スマートフォン等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の通報等

災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。

異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。

第4 被害状況報告

1 報告基準

災害により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告系統

県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特

に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。

ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段

災害状況の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

※ 消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、北はりま消防本部が行う。
(報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。)

- ② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、北はりま消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。
- ③ 市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を来した場合、速やかに県にその状況を通報する。

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県に報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県に報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、➡ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 ➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ➡ 国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕 ➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕 ➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕 ➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） （文書） 国（消防庁）

第5 施設等の被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。
 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、外観目視、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があったものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

資 料

3-2 関係機関等の連絡先一覧

3-4 被害程度認定基準

3-5 調査事項・報告先一覧

3-6 県への要請事項・報告先一覧

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 内容

(1) 市民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他の連絡先

- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 防災関係機関等との連携促進

災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

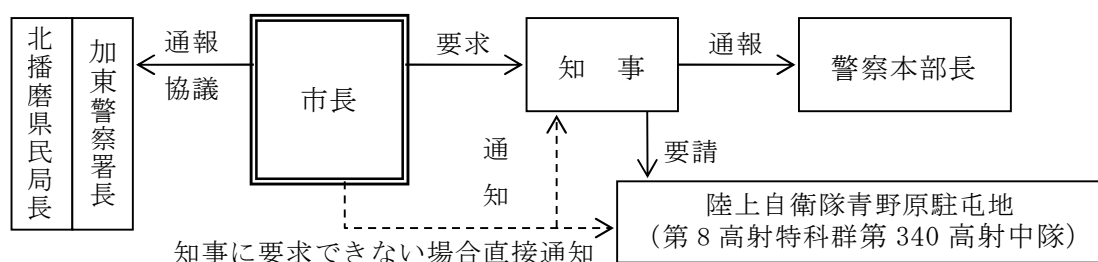
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとされている。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地(第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232	

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助 (通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具 (必要な場合は、航空機等) による消防機関への協力 (消火剤等は、通常、関係機関が提供)
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策 (薬剤等は、通常、派遣要請者が提供)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣するものとされている。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとるものとされている。

〈 自主派遣の判断基準 〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ③ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。

第2 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

① 職員の応援派遣要請

災害応急対策及び災害復旧活動に必要があるときは、次の事項を明示し、職員の派遣を要請する。

なお、緊急の場合は電話、FAX等で連絡することとし、正式書類は早急に送付する。

ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 派遣される職員の給与、勤務場所等

オ 活動内容

カ その他必要な事項

② 相互応援の範囲

ア 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要施設の利用

イ 被災者の食糧、飲料水、その他の生活必需品の提供

ウ 医療活動、感染症対策活動のための職員の派遣及び所要設備の利用及び医薬品等の提供

エ 復旧のための土木系技術職員の派遣及び資機材の提供

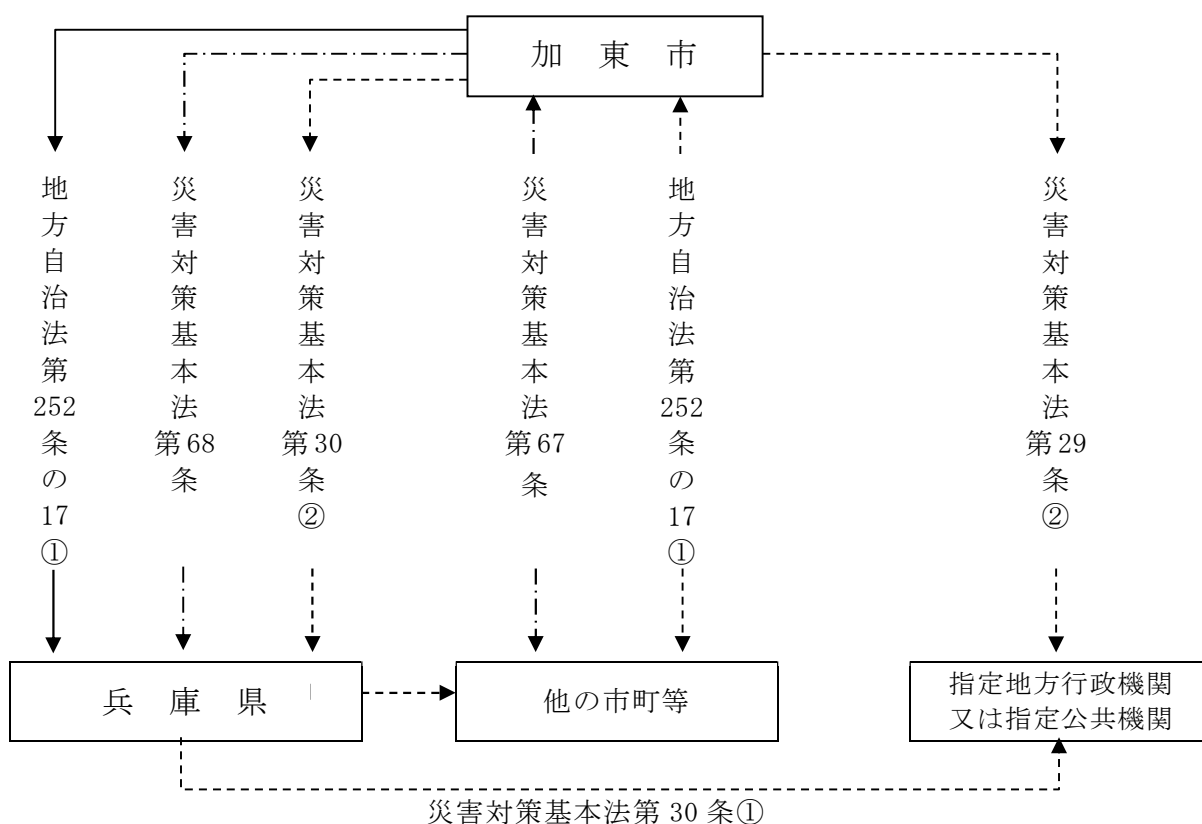
オ 廃棄物（し尿、ごみ）の収集運搬及び処理のための職員の派遣及び車両等の提

- 供
- カ 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣及び資機材等の提供
- キ 上下水道施設の復旧のための職員の派遣及び車両並びに資機材の提供
- ク 消防職員の派遣
- ケ その他応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



- 注) ———▶ 全般的な相互応援協力要請
 - - - - -▶ 応援措置実施の要求
 - - - - -▶ 職員の派遣要請

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の要請

市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

③ 応援要請に関する連絡事項

応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。

- ア 災害の発生場所及び被害概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）
- エ 集結場所及び活動内容
- オ その他必要事項

④ 応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資 料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市の区域内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 滅失世帯数の算定

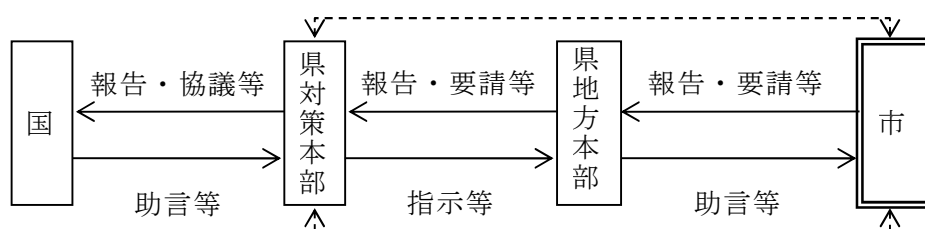
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ① 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- ② 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 $1/2$
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 $1/3$

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況等を知事に報告する。

※参考（適用手続きの体系）



（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

4 救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	2 年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資 料

12- 1 災害救助法による救助の基準

12- 2 災害救助事務フローチャート

第3章 円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

第1節 水防活動

水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。

第2節 救助・救急、医療対策

災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。

第1 人命救出活動

1 救出

- (1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

2 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して搜索する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、北はりま消防本部等への通報

4 その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに北はりま消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② 応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

4 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
 - ① 救急告示病院・診療所
 - ② その他の医療施設
 - ③ 公民館、学校等に設置された救護所及び県設置の救護センター
 - ④ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため対応できない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

- ① 傷病者のトリアージ

注): トリアージとは、救急医や救急救命士らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 傷病者の応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 遺体の見分

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、(一社)小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

多数の傷病者が発生した場合は、県及び(一社)小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

(2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は、要配慮者を含めた被災者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 医療マンパワーの確保

医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。

4 患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

5 医薬品等の供給

(1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3 日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行う。

(2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関（特に病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。

資 料

6-2 災害時の医薬品等の供給体制

10-1 要配慮者利用施設

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

交通規制実施区分

実施責任者	範 囲	根拠法令
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第 1 項第 1 号 道路法 第 46 条第 1 項第 2 号
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2 災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき	道路交通法 第 4 条第 1 項 災害対策基本法 第 76 条第 1 項
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき	道路交通法 第 5 条第 1 項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 4 項

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第 2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配意事項

輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配意する。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ア) 上記アの続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ア) 上記イの続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送

- (1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。
- (2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。
- (3) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報の提供に努める。
- (4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL（078）333-0119

FAX（078）325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL（078）362-9900～9902

FAX（078）362-9911

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）

昼間 TEL（079）497-7000(代)

FAX（079）438-8800

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令

- (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令する。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。
- (3) 市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。
- (4) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努める。
- (5) 市は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (6) 市は、避難指示等の迅速・適格な判断をするため、神戸地方気象台との間のホットラインの活用等を図るとともに、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。
- (7) 市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

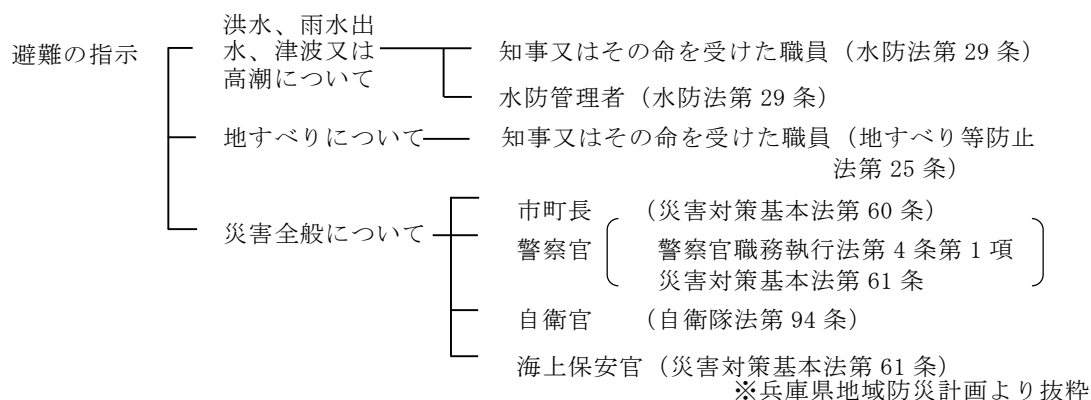
避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 なお、高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者のことを指す。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難がのぞましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

市長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

【参考資料：避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。
 （災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）



2 発令の基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- ☐ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- ☐ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ☐ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- ☐ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- ☐ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	洪水予報河川		水防警報河川・水位周知河川		左記以外の中小河川等
	加古川（板波）		東条川（吉井上流）	千鳥川（家原）	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路
警戒レベル 3	高齢者等避難	- 避難判断水位（板波：4.20m）に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合 - 水害リスクラインで避難判断水位超過相当（赤）が市内に出現した場合	避難判断水位（吉井上流：3.30m、家原：2.70m）に到達した場合		
			洪水警報の危険度分布で警戒（赤）が市内に出現した場合		
			堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合		
警戒レベル 4	避難指示	- 氾濫危険水位（板波：5.00m）に到達し、又は水位予測に基づき、水位の上昇が見込まれて氾濫危険情報が発表された場合 - 水害リスクラインで氾濫危険水位超過相当（紫）が市内に出現した場合	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、吉井上流：3.90m、家原：3.10m）に到達した場合		
			鴨川ダム・大川瀬ダム管理所から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、河川氾濫が予想される場合		
			洪水警報の危険度分布で危険（紫）が市内に出現した場合		
			堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合		

警戒レベル5	緊急安全確保	・氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合 ・水害リスクラインで氾濫している可能性（黒）が市内に出現した場合	市内に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
		洪水警報の危険度分布で災害切迫（黒）が市内に出現した場合	
	緊急安全確保	・堤防に異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門等の施設の機能支障が発見された場合や排水ポンプ場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合	

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒（赤）が出現した場合
警戒レベル4	避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で危険（紫）が出現した場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・市内に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で災害切迫（黒）が出現した場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難指示等の発令のための一律の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見された場合
警戒レベル4	避難指示	・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見された場合
警戒	緊急安全確保	堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合

3 避難指示等の伝達方法

- (1) 市は、直ちに、防災行政無線、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット（かとう安全安心ネット）、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難指示等を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、ＣＡＴＶの活用も図る。
- (3) 市は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- (4) 市は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとりべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

4 解除

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 避難誘導

- (1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング(逃げ時)、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (4) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）。
- (5) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物や屋内での安全確保措置を指示する。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）

災害全般について	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員（災害対策基本法第63条第1項） 警察官（災害対策基本法第63条第2項） 海上保安官（災害対策基本法第63条第2項） 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条第1項） 警察官（消防法第28条第2項）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第21条第2項） 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

第4 避難所の開設

- (1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することができる。
- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (5) 市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第5 避難所の運営

1 避難所の追加指定等

想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性

等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

2 開設期間

被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

3 避難所の運営

- (1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

- (2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

- (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

- (4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

- (5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

- (6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

- (7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

- (8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)

- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- (12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
- (13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

4 保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
- ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、（一社）小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理するとともに、簡易トイレ、トイレカートイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施 設 名	所 在 地	電 話
滝野温泉ぼかぼ	下滝野 1283-1	48-1126

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 広域避難又は広域一時滞在

(1) 県内における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 県が他の都道府県から協議を受けた場合

他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けたとき、県は、受入れが可能と考えられる市町に協議を行うため、県から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

広域避難又は広域一時滞在进行した場合、受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難又は広域一時滞在接受入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避

難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

- (2) 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

7 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

要配慮者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

第6 避難所設備の整備

1 スペースの配置

避難所の生活対策部は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース（例）

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護所スペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

2 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。

■避難所の設備（例）

- | | | |
|----------|------------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ（洋式） | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

資 料

7-1 避難所一覧

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の要請

市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、設置場所
- ③ 連絡責任者

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 住居する住家がない者
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(6) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- ② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 入居者の認定

- ① 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。
- ② 高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(8) 管理主体

市が通常の管理を行う。

(9) 生活環境の整備

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応するものとされている。

3 住宅の応急修理

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、**ブルーシートの展張等を含む**応急修理を実施する。

- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

⑥ その他参考となる事項

5 住宅相談窓口の設置

県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資 料

11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

第1 食料の供給

1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

4 食料の輸送・配布等

(1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については物資輸送に関する協定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物

資を輸送できるよう、調整を行う。

(2) 食料の配布

供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。

配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。

ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない要配慮者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 炊き出し

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。

避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。

学校給食センター概要

所在地	電話	1 回最大食数(食)	配送車(台)
山国 2007-125	42-0074	5,000	3

第2 応急給水

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

2 水源及び給水量

(1) 水源

浄水場、配水池等水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必要な 水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な水 量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

3 給水方法及び広報

- (1) 運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- (2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。

災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。

なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 5,500m³/日、秋津浄水場 2,740m³/日である。

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

1 供給の対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対

応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3 供給

備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。

また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

資 料

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第1 健康対策

1 巡回健康相談の実施

- (1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、**県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）**等と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照)

第2 食品衛生対策

県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3 感染症対策

災害発生時における感染症対策について定める。

1 感染症対策

(1) 感染症対策の推進

必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、CATV、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ トイレの消毒

エ 芥溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器などの消毒

薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）× 1340ml
	逆性石鹼	

- ② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。
- ③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除
感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。
- ① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。
- (6) 生活用水の供給等
県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。
- (7) 避難所の感染症対策指導等
県感染症対策担当職員（加東健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。
- (8) 報告
感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

2 その他

県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第4 遺体の火葬等

1 遺体の搜索等

- (1) 消防機関は、発災4日以降所在の確認できない者の搜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。
- (2) 搜索活動は災害発生の日から10日以内で実施する。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体の搬送

警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(3) 遺体収容場所

① 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

② 収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施 設 名	所 在 地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

(3) 火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

第8節 生活救援対策

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。
- (2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

2 救援物資

- (1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。
- (2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、（一社）兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。
- (3) 物資の仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。

第9節 要配慮者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供

- (1) 情報伝達ルート…自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等
 - (2) 伝達手段………防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等
- （→「第3章 第11節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照）

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

- (1) 被災者ローラー作戦の実施
負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。
- (2) 要配慮者トリアージの実施
被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- (3) 専門家による支援
医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。
- (4) 避難所の確保
要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (5) 避難所等における配慮
 - ① 相談窓口の設置
避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談

対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることを留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第3章 第5節 住宅の確保」の項を参照)

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

(1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 安否確認

県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

(2) ニーズの把握

外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。

(3) 相談体制の確立

外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。

7 要配慮者利用施設に対する指導・助言

介護保険施設等の要配慮者利用施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的の実施できていない場合には、指導・助言を行う。

資 料

10- 1 要配慮者利用施設

第 10 節 愛玩動物の収容対策

災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。

1 動物救援本部

- (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。
 - ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。
- (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

2 死亡動物の処理

(1) 実施責任

災害により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。

(2) 処理方法

市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。

所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は、埋却する。

第 1 1 節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第 1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

- (1) 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (5) ライフラインの状況
- (6) 医療機関の状況
- (7) 感染症対策活動の実施状況
- (8) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況
- (9) 相談窓口の設置状況
- (10) その他市民や事業所のとるべき措置

2 市における広報体制等

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。

② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第 2 章 第 2 節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。

- ④ 区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。
- (3) 広報の実施
 - ① 報道機関との連携
 - ア 記者発表は原則として、副本部長が行う。
 - イ 災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。
 - ② 市民に対する広報
 - ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
 - イ 防災行政無線、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。
 - ウ 避難所等への情報提供
 - 避難所等に対する情報提供ルート の確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ア) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等
 - イ) 伝達手段……………防災行政無線、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等
 - エ 市外避難者への情報提供
 - 県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルート の確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ア) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
 - イ) 伝達手段……………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等
 - オ 障害者・高齢者等に対する情報提供
 - （→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）
 - カ 外国人に対する情報提供
 - （→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること。
- (2) 火葬許可書の発行に関すること。
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関すること。
- (4) り災証明に関すること。

- (5) 住宅、土砂災害に関すること。
- (6) 道路、上下水道に関すること。
- (7) 保健・衛生・医療に関すること
- (8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること。
- (9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。
- (10) ごみ、し尿に関すること。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM CO・CO・LO）の各放送局を利用することが適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

2 緊急警報放送

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

3 県及び放送事業者との連携

- (1) 高齢者等避難及び避難指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やか

に伝達する。

- (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第 1 2 節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第 1 ガレキ処理

(1) 災害発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

② 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財) ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財) ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第 2 ごみ処理

(1) 災害発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等においても生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目指す。

② 生活ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

第3 し尿処理対策

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(4) 県等への応援要請

① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。

資 料

9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

9-5 環境衛生関係施設

第 1 3 節 環境対策

災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

1 被害状況の把握

県が実施する、工場・事業場から有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第 1 4 節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。
 - ・ 災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・ 救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・ 軽易な応急・復旧作業
 - ・ 災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、（福）加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任をうけた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- ① 被災地住民・被災地区（自治会）の意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよ

う努めること。

- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との円滑な連携や関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第 15 節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道㈱は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

災害等の発生又は発生の恐れがある場合は、総括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

2 初動体制

お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

3 運転規制

災害時運転取扱手続きおよび近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準に達した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

4 旅客等の救護及び避難

現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様の救護や避難誘導等にあたること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。

5 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要因配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保

関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

関西電力送配電㈱の各本部が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- ① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- ③ 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
- ④ 播磨・但馬地域発販等警戒本部
- ⑤ 播磨・但馬地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定する。

- ① 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電力送配電㈱が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
- ② その他必要な場合

(3) 体制の確立

関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

- ① 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- ② 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ① 気象、地象情報

- ② 一般被害情報
- ③ 社外対応状況
- ④ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ⑤ 停電による主な影響状況
- ⑥ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ⑦ 従業員等の被災状況
- ⑧ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、県知事に対して、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 送電設備
ヘリコプター、車輛等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置

で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧用資機材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込

カ 宿泊施設、食糧等の手配

キ その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとす

る。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、

テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2 (一社) 兵庫県LPガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに（一社）兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス協会対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

（株）ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、（株）ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

イ ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ 高齢者等弱者対策

LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ LPガスの供給

ア) 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応

え、病院、避難所等を優先にＬＰガスの供給を行う。

- イ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、ＬＰガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になったときの返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第３ 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

１ 西日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策

西日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用可搬型デジタル交換装置等の運用

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。－

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。

エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。

オ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」 「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

ア) 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。

イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・登録できる電話番号(被災地電話番号)
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・伝言録音時間…1 伝言当たり 30 秒間
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…1 電話番号当たりの伝言数は 1 ～20 伝言で、提供時に知らせる。

イ) 「災害用伝言板(web171)」

- ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセスURL…<https://www.web171.jp>
- ・伝言登録数…伝言板(伝言メッセージボックス)当たり 20 件まで(20 件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。)
- ・伝言板(伝言メッセージボックス)数

利用者情報なしの場合：1件

利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は、事前に登録が必要

- ・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で6ヵ月）
- ・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言1件当たり100文字）
- ・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。
- ・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 全国約800万件

エ 提供時の通知方法

- ア) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。
- ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- エ) 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

④ 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

ア 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体

2 KDDI(株)の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出

動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク㈱の応急対策

ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

- ① 情報収集及び被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保
- ② 防災組織の確立
災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。
また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

- ① 応急措置
大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って 110 番や 119 番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。
- ② 応急復旧
移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧
基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。
- ③ 公共機関による復旧活動への支援・協力
災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。

④ 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

4 楽天モバイル㈱の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確認

① 災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請

(6) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 応急措置の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

① 貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③ 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第5 下水道の確保

下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県に広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあつては、**生活インフラ事業者・関係機関等と連携を図り**、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して**迅速な復旧に努める**。

(1) 施設毎の応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管管渠・排水路等へ緊急排水する。

ウ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

- ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水
河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。
- ② ポンプ場及び処理場施設
 - ア ポンプ設備の機能停止
損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。
 - イ 停電等
設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。
 - ウ 自動制御装置の停止
手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。
 - エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい
危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。
 - オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい
災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。
 - ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
 - イ) 漏えい箇所の修復
 - ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖
 - カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい
災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。
 - キ 池及びタンクからのいつ水や漏水
土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。
- (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達
被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第 17 節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。

(→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)

2 応急教育の実施のための措置

(1) 児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

(2) 被災状況により次の措置を講じる。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ③ 被災職員の代替等対策

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

学校の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

- ① 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒
- ② 学用品の品目
教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 相談センター、加東健康福祉事務所、加東こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① グループワーク活動の展開
- ② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

4 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

資 料

14-1 文化財（有形）一覧

第 18 節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

1 災害発生時の措置

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園及び保育所(以下「こども園等」という。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。
- (2) 園長は、被害状況等を勘案し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

2 応急保育

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。
- (4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。
- (5) 市は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第 19 節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1) 災害警備本部体制 A 号
 - ① 県内における震度 6 強以上の地震を観測したとき。
 - ② 県内に大津波警報の発表があったとき。
- (2) 災害警備本部体制 B 号
 - ① 県内における震度 6 弱の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波警報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。
- (3) 災害警備本部体制 C 号
 - ① 県内における震度 5 強の地震を観測したとき。
- (4) 準災害警備本部体制
 - ① 県内における震度 5 弱又は震度 4 の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波注意報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等

- (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。

ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。
- (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第 20 節 旅客、帰宅困難者対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第 2 1 節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 主要作物

県及び農業関係団体と協力して、水稻育苗施設等の破損個所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を行う。

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第２２節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止策について定める。

第１ 土砂災害

- (1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第２ 道路

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第３ 河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 河川管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第４ ダム

ダム管理者は次の措置を講じるものとされている。

- (1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や市民への周知を行い、速やかに貯水を低下させる。

第5 ため池

- (1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告するものとする。
- (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減
- (3) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

第8 宅地

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

第9 公園

- (1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。
- (2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第1節 基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故) 災害対策本部」という。）を設置する。

1 設置基準等

(事故) 災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

(1) 設置基準等

	(事 故) 災 害 対 策 本 部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①消防庁が定める火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	市役所
業 務	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策等を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

(2) 火災・災害等即報要領の直接即報基準

① 交通機関の火災

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

ウ 列車火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア) 河川へ危険物等が流出し、防除又は回収等の活動を要するもの

イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難又は道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

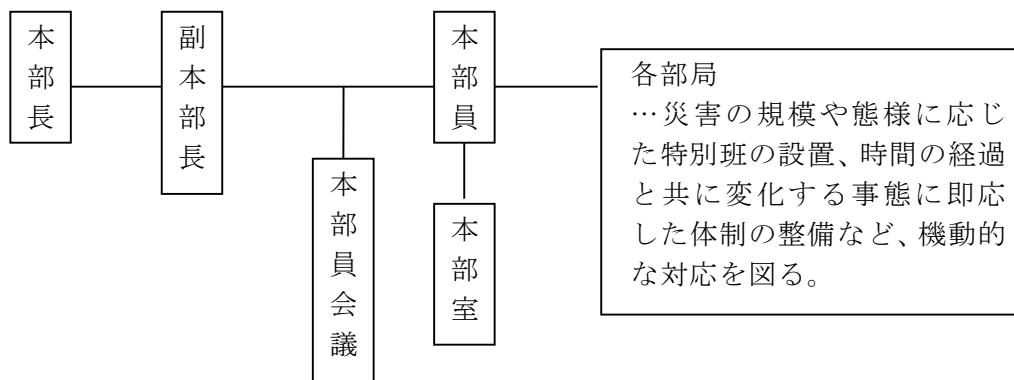
カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

③ ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災

④ 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 組織体制

（事故）災害対策本部の組織は次のとおりとする。



本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長及び秘書広報課長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位)役職名

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 技監

第2 配備、動員

1 配備体制

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配 備 基 準

組 織	配 備	配 備 基 準		
		配 備 基 準	配備職員	態 勢
(事故) 災害警戒体制	1号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ②その他限定的ではあるが被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	あらかじめ 定めた人員 (少数)	防災課を主として情報 収集・連絡調整にあたるこ とができる体制
(事故) 部 災害対策本	2号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ②その他大規模な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	事故等による災害の 状況に応じて応急対策 活動に移行 できる人員	防災課及び関係部課等 を主として応急対策活動 に当ることができる体制

	3号配備	大規模事故等により 災害救助法の適用を受ける 重大な災害が発生、又は発生 のおそれがあるとき	全職員	必要に応じて臨時・嘱託 職員も配備し応急対策活 動に当る体制
--	------	---	-----	--------------------------------------

2 動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

① 勤務時間内

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。

② 勤務時間外

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。

(2) 消防団員を兼務する市職員の配備

消防団員を兼務する職員は、参集及び活動にあたり、所属長の指示に従うが、指示があるまでは消防団長の指示に従う。

(3) 市の臨時・嘱託職員の配備

第3非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の臨時・嘱託職員に災害対策業務への従事を指示する。

指示された職員は、所属長の指示に従って災害対策に従事する。

(4) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第2節 情報の収集・伝達及び報告

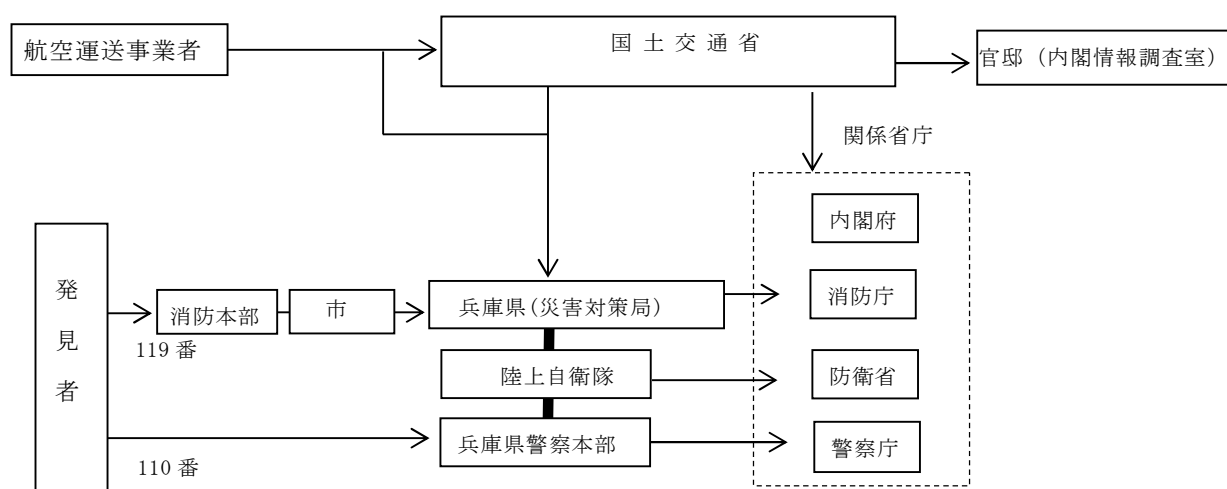
災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報の収集・伝達

1 航空機墜落事故災害の第一報の情報伝達

航空機墜落事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

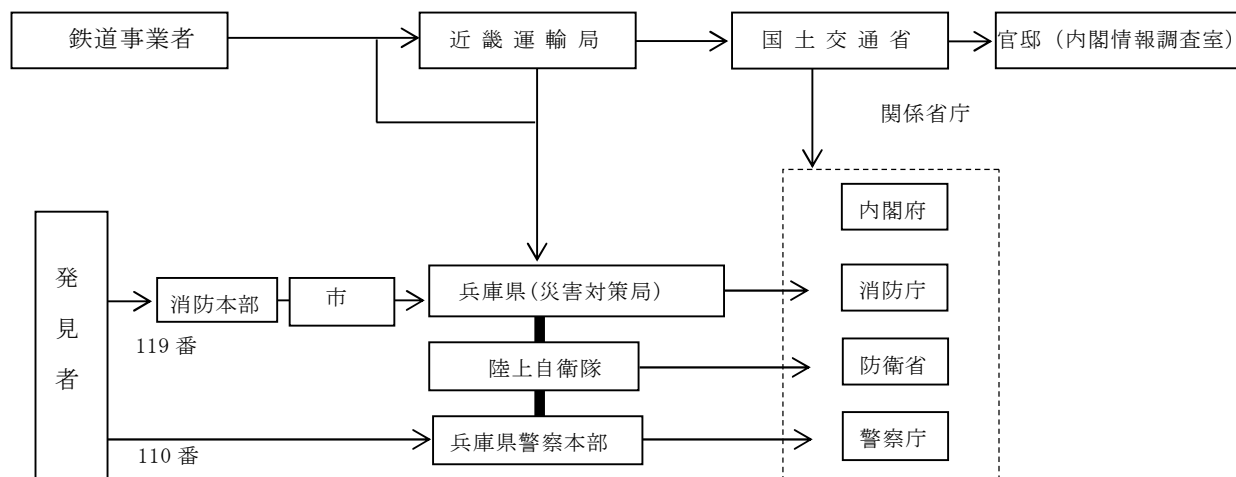


2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

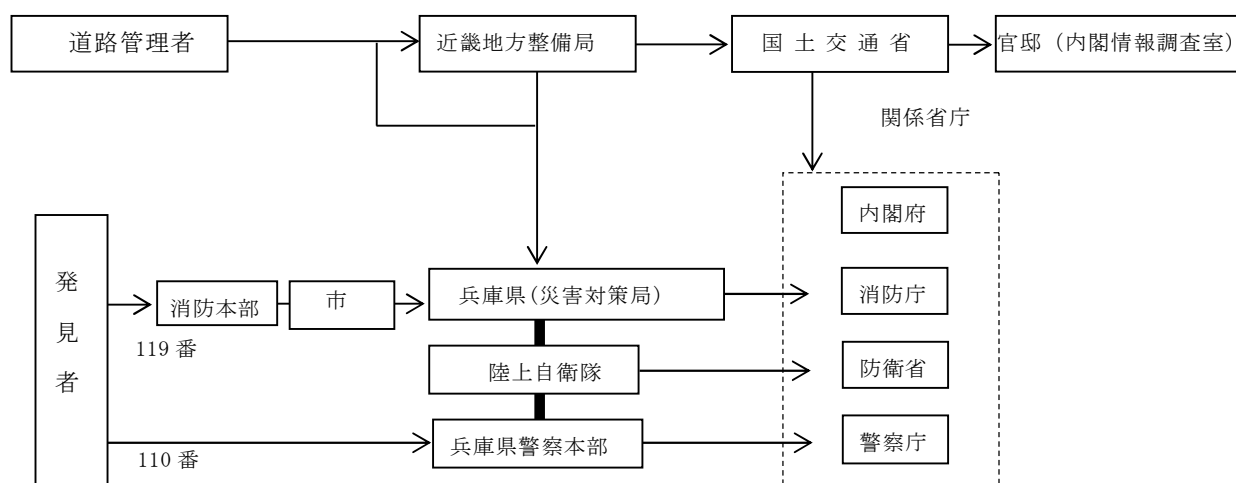
この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

なお、危険物の漏えい等の場合は第1 1 節に掲載の系統図による。

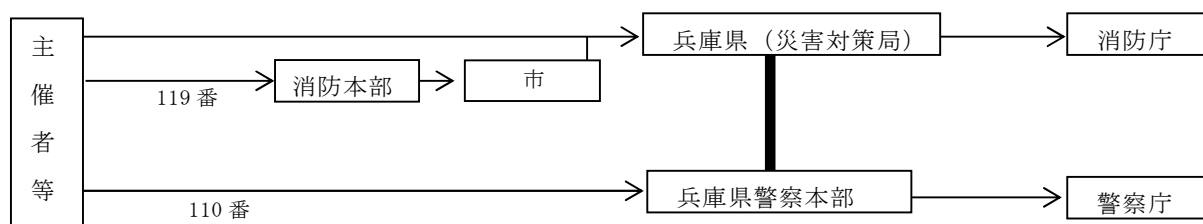


3 道路災害等の第一報の情報伝達

- (1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
 道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。
 この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。
 なお、危険物の漏えい等の場合は第11節に掲載の系統図による。



- (2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合
 イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。
 この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。



第2 （事故）災害の報告

1 報告基準

以下の種類の災害が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に情報を報告する。

〔火災〕

- (1) 交通機関の火災（航空機火災、トンネル内の車両火災及び列車火災）
- (2) 特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの（例えば、消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等）

〔危険物等に係る事故〕

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

(例) ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

- ・負傷者が 5 名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ばすおそれがあるものを含む。）
- ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- ・海上、河川への危険物等流出事故
- ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- ・その他、事故の発生携帯、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

〔救急・救助事故〕

- (1) 死者 5 名以上の救急事故
 - (2) 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が 30 名以上の救急事故
 - (3) 要救助者が 5 名以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
 - (5) その他社会的に影響度が高い救急・救助事故（例えば、列車の衝突及び転覆、バスの転落並びにハイジャック及びテロ等）
- (例) ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

2 報告系統

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。

ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

3 報告手段

災害情報の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

ア 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）

イ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

ア) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ) バスの転覆等による救急・救助事故

ロ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- ② 多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(2) 災害概況即報

災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、→ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） （文書） ↓ 国（消防庁）

第3 被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。
 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があったものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

3 その他

車両等で移動した被災物にあっては移動に関与した者の確認を求めておく。

資 料

3-2 関係機関等の連絡先一覧

3-5 調査事項・報告先一覧

3-6 県への要請事項・報告先一覧

第3節 防災関係機関等との連携

第1 専門家・専門機関等への協力要請

大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ① 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ③ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ④ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ⑤ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ⑥ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ⑦ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ⑧ 代替交通対策
- ⑨ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

第2 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣の要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

- (1) 市長は、大規模事故災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

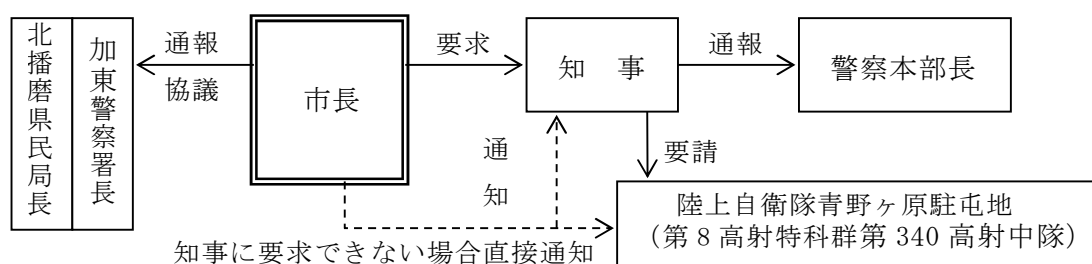
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232	

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助 (通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (3) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具 (必要な場合は、航空機等) による消防機関への協力 (消火剤等は、通常、関係機関が提供)

- (4) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (5) 応急医療及び救護
被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）
- (6) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 危険物等の保安及び除去
能力上可能なものについて、危険物等の保安措置及び除去
- (9) その他
その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

〈 自主派遣の判断基準 〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ③ その他災害に際し、上記の①～②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

第3 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防相互応援体制

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部を経由して応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資 料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

1 適用基準

(1) 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- ① 市内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

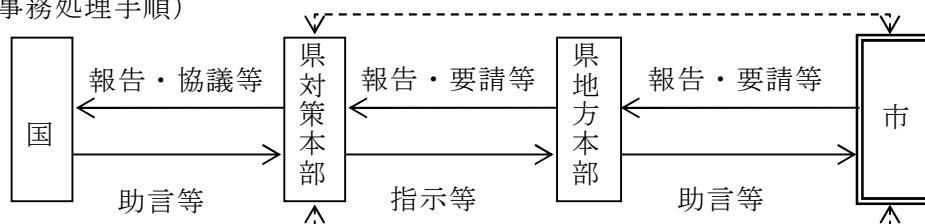
- ① 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- ② 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 3

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知するものとされている。

(事務処理手順)



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

2 救助内容

(1) 実施項目

市(各部)は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	2 年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
遺体の搜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資 料

12-1 災害救助法による救助の基準

12-2 災害救助事務フローチャート

第5節 救援・救護活動

第1 搜索、救助、消火及び避難誘導活動

1 搜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じ、県、北はりま消防本部及び大阪航空局等と連携して、多様な手段を活用し、搜索を実施する。

2 救助活動

- (1) 必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

3 消火活動

- (1) 北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。
- (2) 北はりま消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。
特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。
- (3) 北はりま消防本部は、警察、市と連携して、市民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

4 避難誘導活動

列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察の協力を得て付近住民に対して、避難のための立退きの指示を行う。

第2 救急医療活動

1 現地救護所の設置

必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。特に、被災地と医療機関との位置関係又は負傷者等の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者等の搬送に時間がかかるため、現場での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

2 トリアージの実施と現場での医療活動

必要に応じ、(一社)小野市・加東市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危険に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

3 特殊な治療活動の実施

- (1) 航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。
- (2) 鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

4 負傷者等の搬送先の確保

- (1) 負傷者等の搬送については、原則として北はりま消防本部が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図る。その際、災害救急医療情報システムを活用し、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮する。
 - ① 救急告示病院・診療所
 - ② その他の医療施設
 - ③ 現地救護所
 - ④ 寺院(死者の場合)
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② 応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。〔兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱〕等)

6 医薬品等の供給

救護所等で使用する医薬品等を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、災害薬事コーディネーター・加東健康福祉事務所と連携し、補給及び調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては、事故等責任機関の負担とする。

8 特殊な医療活動等への対応

(1) 多発外傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示病院等の医療機関へ負傷者を搬送する。場合により（一社）小野市・加東市医師会等に協力を依頼する。

イ 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとは判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとは判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

② 二次搬送等

ア 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があるとは判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

イ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

① 現場から医療機関への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者等を発見した場合は、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

イ 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとは判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要するとは判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

② 二次搬送等

ア 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部へ二次搬送の要請をする。

イ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した北はりま消防本部、警察署等は、速やかに医療機関に情報提供するとともに、原因物質の特定が困難な場合は、(公財) 日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

イ 北はりま消防本部、警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料(尿、血液等)と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

② 二次搬送等

ア 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入に当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市(健康福祉部)に解毒剤の確保を依頼する。

市は、解毒剤の確保ができないときは、県(薬務課)に要請する。

ウ 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

エ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(4) 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整えるものとされている。

第 6 節 緊急輸送活動及び代替輸送

災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

第 1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、警察と緊密に連携して、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 緊急通行車両の確認

市は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

市は、負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会による道路交通法及び災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

② 応急復旧業務の実施

建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

4 航空交通の確保

あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。

また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

5 代替輸送の実施

道路災害発生時において、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施並びにバス路線の変更等の対策を実施する。

第7節 こころのケア対策

1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県と連携して、情報の提供や知識の普及に努め、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

2 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には、P T S D（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

第 8 節 遺体の火葬等

1 遺体の身元確認の協力

警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあつせん、提供等に協力する。

2 遺体収容場所

次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所及び遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備及び水道設備を有していること。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施 設 名	所 在 地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

第9節 雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

市及び北はりま消防本部は、行事の主催者等、警察、(一社)小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。
- (2) 北はりま消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雑踏事故発生時の対策

- (1) 行事の主催者等
行事の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。
- (2) 北はりま消防本部
 - ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
 - ③ 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
 - ③ 多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、(一社)小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。
- (3) 医療機関等
 - ① 行事の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
 - ② (一社)小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。

第 10 節 危険物等への対策

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第 1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第 2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

1 連絡通報

- (1) 責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で北はりま消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- (2) 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。

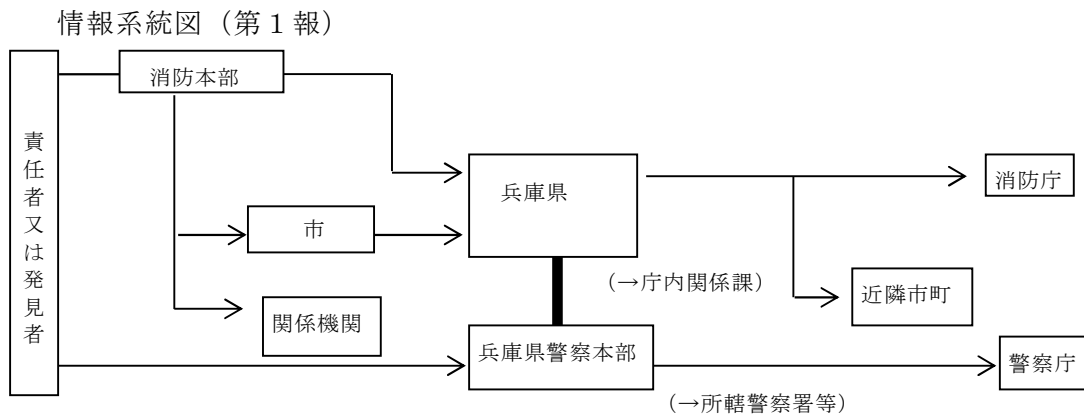
ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

第 3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

1 災害情報の収集及び報告

北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



2 災害広報

- (1) 市は、県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。
- (2) 市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

3 危険物等の特定

- (1) 北はりま消防本部、警察、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。
また、責任者等を通じて危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携を取り、危険物等の種類の特定に努める。
- (2) 市は、県その他関係機関と協力して、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

4 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、北はりま消防本部、警察、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- (1) 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- (2) 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- (3) 負傷者等の除染を行うこと

北はりま消防本部及び警察は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

5 救急搬送等

北はりま消防本部は、医療機関、(公財) 日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携を取り、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

7 避難

市長は、警察と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

8 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

9 市民救済対策

市は、企業、県、その他関係機関と合同して、市民の救済対策を講じる。

10 風評被害の影響の軽減

(1) 市は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ① 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ② 被災した構造物等の復旧状況
- ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

(2) 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第 1 1 節 災害情報等の提供と相談活動

市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。

第 1 災害広報

1 留意事項

- (1) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国及び県と協力して、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- (2) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、あらゆる媒体を活用し、的確な情報を提供できるように努める。
- (4) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、必要に応じ、大規模事故後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

2 広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については、確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- (1) 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- (2) 避難の必要性の有無
- (3) 危険物等に対する対応
- (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (5) 相談窓口の設置状況

3 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- (1) 広報車

- (2) 防災行政無線
- (3) C A T V
- (4) インターネット、スマートフォンアプリ、かとう安全安心ネット

第 2 相談活動

1 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

2 安否確認等の相談

- (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法及び市個人情報保護条例を踏まえて対応する。
- (2) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。
- (3) 市は、航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、県警察本部、医療機関、県と、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。
- (4) 市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。
- (5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図られるよう普及啓発に努める。

第5章 個別対策

大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。

第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策

1 大規模火災応急対策

(1) 消火体制

北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

(2) 他機関との連携

市長は、必要に応じ知事に自衛隊の出動を要請する。

(3) 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等の応援を求める。

(4) 市民、自主防災組織等との連携

① 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたるものとする。

② 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防隊に協力するよう努める。

2 林野火災応急対策

(1) 消火体制

北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

また、北はりま消防本部は、近隣市町、警察等関係機関に通報する。

(2) 広報活動

北はりま消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知するものとする。

自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携

北はりま消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動

北はりま消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈 空中消火体制の主な準備事項 〉

- ① 陸空通信隊の編成
- ② 林野火災用防災地図の作成
- ③ 空中消火補給基地の設定
- ④ ヘリポート等の設定
- ⑤ 空中消火用資機材等の点検・搬入

(6) 避難、救出等

市は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、警察には、応急活動に必要な交通規制を要請する。

3 危険物事故の応急対策

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 通報

直ちに北はりま消防本部に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や近隣企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずる。

③ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

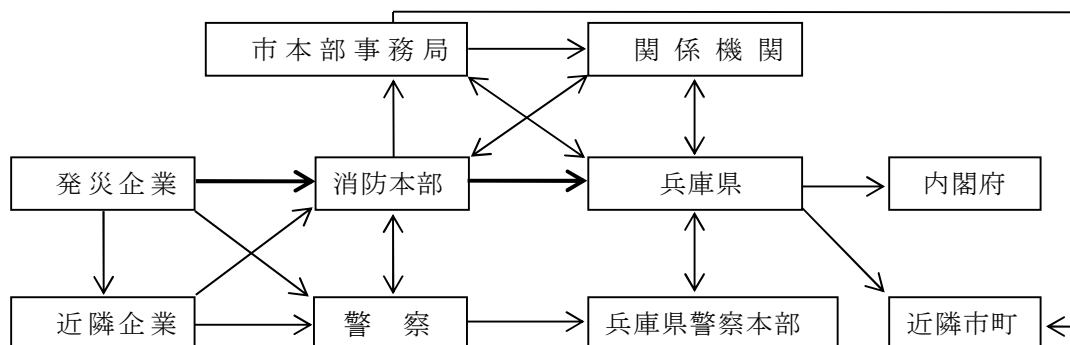
④ 市民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

(2) 関係機関

① 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



② 災害広報

県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安及び混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ及び災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業所、警察、北はりま消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療事務を実施する。

④ 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市長は、警察と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥ 給水

必要に応じ飲料水を供給することとする。

⑦ 市民救済対策

企業、県及びその他関係機関と合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

4 高圧ガス事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況により、設備を緊急運転停止

② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

③ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置

④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

⑤ 状況により、防災要因以外の従業員の退避

⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検

⑦ 交通規制

(3) 防災資機材の調達

北はりま消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。また、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の指示を行う。

5 火薬類事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 避難

市は、必要に応じ付近住民への避難指示を行う。

6 毒物・劇物事故応急対策

(1) 事業者等の通報

事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、市、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。

(2) 応急措置

北はりま消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

(3) 避難

市長は、必要があれば避難の指示を行う。

7 突発重大事案応急対策

(1) 突発重大事案発生時の対応

市長は、事故現場に出動した警察、北はりま消防本部等の機関から突発重大事案発生連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。

(2) 現地災害対策本部

① 市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

② 現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

ア 災害情報の収集及び伝達

- イ 広報
- ウ 防災関係機関の情報交換
- エ 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- オ 防災関係機関に対する応援要請
- カ その他必要な事項

③ 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

④ 市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

(3) サリン等の発散による被害発生時の措置

① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

② 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察等に通報するものとする。

③ サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「加東市国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

(4) 突発重大事案における警察活動

警察の行う初動措置に協力する。

※警察は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととされている。

- ① 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- ② 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- ③ 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- ④ 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- ⑤ 遺体の収容及び検視
- ⑥ 被災（害）状況の調査
- ⑦ 広報活動
- ⑧ その他必要な措置

第2 原子力事故災害応急対策

1 通報・伝達・情報提供

(1) 災害即報

次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ② 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市にあったもの（原子力災害対策特別措置法第 10 条）

(2) 発見者の通報

放射性同位元素取扱事業所外において管理下でない放射性物質を発見した者は、その旨を消防本部、警察に通報するとともに、原子力規制委員会へ連絡する。

(3) 情報提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時には、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。

なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。

- ① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。

なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

- ② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとされている。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認するものとされている。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

2 モニタリング活動

(1) 市内への影響調査

国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し市内への影響を調査する。

(2) 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

市は、国からの指示等により、県が実施する水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物資の濃度測定が円滑に行われるよう協力する。

3 避難対策、交通規制

(1) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、屋内退避の必要性について速やかに市民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(3) 避難・一時移転の実施

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I Lの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 避難退域時検査の実施

市民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

① 避難退域時検査場所の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

- ・市民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ・検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ・検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

② 避難退域時検査場所の運営

国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の運営を行う。運営にあたっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得る。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ市民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

③ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

(5) 避難所の開設・運営等

市民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。

(6) 広域一時滞在

① 県内における広域一時滞在

県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災者の受入れを協議する。

市が協議を受けた場合、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、避難所を提供する。

② 県外への広域一時滞在

他の都道府県への広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求める。

(7) 福井県若狭町からの避難者の受入れ

① 広域避難に係る情報伝達と受入準備

警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。さらに、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

O I Lに基づく避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

② 受入れができない場合

災害等やむを得ない理由で広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

③ 避難所の開設・運営

ア 避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

イ 避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

ウ 避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。避難者の受入れがおおむね完了し、福井県若狭町による避難所での運営体制が整った段階で、福井県若狭町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を福井県若狭町に引き継ぐ。ただし、福井県若狭町と協力して、直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

エ 避難所の開設時には、他の自然災害と同様に避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

オ 福井県若狭町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、福井県若狭町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

カ 病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について県を通じて福井県に調整を依頼する。

④ 避難者の相談及び情報提供

避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう福井県若狭町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

福井県及び福井県若狭町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

(8) 交通規制等

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

道路管理者は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。周知にあたっては、あらゆる広報媒体を活用する。

警察は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施する。

警察は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。

4 医療及び健康相談

(1) 健康相談等の実施

国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

(2) 相談窓口の設置

加東健康福祉事務所等に心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

(3) 医療救護活動の実施

① 汚染状況の検査及び除染等

必要に応じて、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあつては、避難域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

② 専門医療機関への搬送

簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

5 消火・救急救助活動

(1) 情報受信時の措置

北はりま消防本部は、事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出及びそのおそれの有無を確認する。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射線物質及び放射線の放出があるものとして対処する。

(2) 現場での対応

北はりま消防本部は、現場において次の対応を行う。

① 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両（L型輸送物を除く）に義務づけられている携行書類（緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載）を確認したうえ、作戦を決定する。

② 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

目的	設定の基準	留意点
放射線危険区域及び準危険	空間線量の測定値が、バックグラウンドレベル（平時の放	・空間線量率が上昇した場合は後退して設定

区域が設定されるまでの間の不要な被ばくと汚染拡大防止	放射線量)と同程度であり、かつ、周囲の状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に設定	- 警戒テープや標識で表示 - 除染区域等を設定することを考慮〔区域設定後〕 - 防護措置を行っている者のみ進入可 - 汚染検査等を行った者のみ退出
----------------------------	---	---

③ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて北はりま消防本部でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。輸送中の事故については、B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、これの活用も考慮する。

④ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

区分	被ばく線量限度	個人警報線量計の警報設定値
通常の消防活動	1回活動あたり 10mSv 以下	左記の値未満で設定
人命救助等の緊急時滑動	100mSv	30～50mSv の範囲で設定

⑤ 放射性危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

	目的	設定の基準	留意点
消防警戒区域	- 消防活動エリアの確保 - 市民等の立入制限 - 前進指揮所、現場指揮本部の設置 - 救護所、2次トリアージ場所の設置	- 放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 - 進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から 100m の範囲	- 原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 - 警戒テープや標識で表示 - 区域が事業所境界を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施
準危険区域	汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保	- 関係者の情報を得て協議のうえ設定 - 現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 - 除染区域はバックグラウンドレベルと同程度	- 準危険区域外へ汚染を拡大させない - 除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 - 汚染物は容器や袋に収納 - 区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施
放射線	不要な被ばくと汚染拡大の防止	- 関係者の情報を得て協議のうえ設定 - 関係者がいない場合、以下	後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定

危険区域		の条件を考慮し設定 ①0.1mSv/h以上の放射線 が検出される区域 ②火災等発生時に放射性 物質の飛散が認められ又 は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認め られ又は予想される区域	・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施
------	--	---	---

⑥ 消火・救助活動の実施

被ばく線量をできる限り少なくするよう被ばく管理など安全管理を図りつつ、消火・救助活動を実施する。消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意する。

⑦ 汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施する。

⑧ 救助活動

重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する。汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

(3) 応援の要請

北はりま消防本部は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

6 飲料水等の摂取等の制限

(1) 飲料水の摂取制限

水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

7 制限の解除、風評被害対策

(1) 各種制限措置の解除

① 各種制限措置の解除

県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

② 安全宣言

市及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

(2) 風評被害対策

国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進、及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

1 組織の設置

加東市内及び近郊で高病原性鳥インフルエンザ発生のおそれがあるときには、「加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部設置要綱」に基づき、加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部を、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

2 応急対策の実施

対策マニュアルを作成し、速やかに情報を把握するとともに、対策マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

資 料

2-11 危険物施設数一覧

3-2 関係機関等の連絡先一覧

第 4 編 災害復旧計画

＜目次＞

第 1 章	災害復旧事業の実施	265
第 1	災害復旧事業の種類	265
第 2	激甚災害の指定に関する事項	265
第 3	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	267
第 2 章	生活再建支援	269
第 1	災害弔慰金等の支給等	269
第 2	生活福祉資金の貸付	269
第 3	被災者生活再建支援金の支給	269
第 4	兵庫県災害援護金等の支給への協力	270
第 5	租税の減免等	270
第 6	介護保険における措置	270
第 7	公共料金の特例措置	271
第 8	職業のあっせん	271
第 9	その他	271
第 3 章	災害公営住宅の建設	272
第 4 章	災害義援金の募集等	273

第1章 災害復旧事業の実施

大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防設備災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業

- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④ 水防資材費の補助の特例
- ⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑥ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑦ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業

- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (4) その他の財政援助措置
- 公共土木施設及び公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) ㈱日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第2章 生活再建支援

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第1 災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1 災害弔慰金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 災害見舞金等の支給

「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象により生じた被害及び火災による被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対する生活福祉資金の貸付けに連携してあたるものとする。

なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者

で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力

県による被災者又はその遺族への災害援護金及び死亡見舞金の支給に対し、市は対象者への支給が円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。

第5 租税の減免等

各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免及び徴収猶予等の受付を行う。

1 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

2 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

3 国民年金保険料

被災した年金加入者、又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ、知事に免除申請者を進達する。

4 保育料等の減免

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、こども園及び保育所の保育料等を減免する。

第6 介護保険における措置

災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

- (1) 認定更新期限の延長措置（災害等のやんだ日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）
- (2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）、給付差し止めに関する措置
- (3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第14条）

第7 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

- (1) テレビ受信料金の免除等
- (2) 電話料金・電話工事費の減免等
- (3) 電気料金・工事費負担金の免除等
- (4) 上下水道料金の減免等
- (5) し尿くみ取り手数料の免除等
- (6) 市営住宅家賃等の減免
- (7) 保育料の減免
- (8) 廃棄物処理手数料の減免

第8 職業のあっせん

公共職業安定所に、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策について要請する。

第9 その他

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

資 料

- 1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-8 加東市災害見舞金等支給規則
- 13-1 災害弔慰金・災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準
- 13-2 県災害援護金等の支給基準
- 13-4 県被災者生活再建支援金の概要
- 13-5 生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）

第3章 災害公営住宅の建設

災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

1 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

2 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業協会等に、調達のあっせん等を要請する。

3 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 政令月収が公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。
(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)

4 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

資 料

13-8 り災証明書の様式

第4章 災害義援金の募集等

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

1 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

2 義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

3 義援金の配分

義援金は、被害状況確定後において社会福祉協議会に義援金配分委員会を設置し配分する。

4 義援金配分委員会

義援金配分委員会は、被災世帯及び人員、被災状況及び義援金総額等を考慮して配分計画を作成するものとする。

第 5 編 災害復興計画

<目次>

第1章 組織の設置	274
第1 復興本部の設置	274
第2 復興本部の組織・運営	274
第2章 復興計画の策定	275
第1 復興計画の策定手順	275
第2 復興計画の内容	276

第 1 章 組織の設置

著しい被害を受けた地区の復興を迅速かつ円滑に行うための組織体制について定める。

第 1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第 2 復興本部の組織・運営

市復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

第2章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第1 復興計画の策定手順

1 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、市民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

2 策定上の留意事項及び計画構成例

計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

(3) 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

〈 計画構成例 〉

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

想定される事業分野

- ・生活
- ・住宅
- ・保健・医療
- ・福祉
- ・教育・文化
- ・産業・雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

第2 復興計画の内容

1 復興計画の基本的な考え方

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

- ④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等
 - ⑤ 安全で快適な住まいの提供
応急住宅の早期提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等
 - ⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援
相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等
- (2) 住宅復興計画
- 被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 早期の恒久住宅建設
県・機構・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等
 - ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等
 - ③ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等
 - ④ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等
- (3) 都市基盤復興計画
- 住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
 - ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
 - ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
 - ④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等
- (4) 産業復興計画
- 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図ると

ともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

③ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により、特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。